

令和 5 年度
第 3 回
岩手地方最低賃金審議会

日 時 令和 5 年 8 月 1 日（火） 午後 1 時 3 0 分
会 場 盛岡第 2 合同庁舎 3 階共用会議室

岩 手 労 働 局

一 次 第 一

開 会

1 議 題

(1) 関係行政機関からの概況説明について

① 最近の景況、物価動向及び家計調査等について

(岩手県ふるさと振興部調査統計課 岡部春美 総括課長)

② 県内の雇用動向及び令和5年3月新規学卒者の初任給の状況等について

(岩手労働局職業安定部職業安定課 齊藤 美智代 地方労働市場情報官)

(2) 令和5年度地域別最低賃金額改定を目安伝達について

(3) 主要指標について

(4) 岩手県最低賃金と生活保護との乖離について

(5) 令和5年度賃金改定状況調査結果について

(6) 令和5年度最低賃金に関する基礎調査結果について

(7) その他

2 その他

閉 会

令和5年度 第3回岩手地方最低賃金審議会出席者名簿

令和5年8月1日（火）午後1時30分～
盛岡第2合同庁舎 3F 共用会議室

区 分	氏 名	所 属 等
公益代表委員	植 村 亜季子	もりおか女性センター 副センター長
	齋 藤 信 之	元 岩手県労働委員会 事務局長
	細 田 清	岩手日報社論説委員会 副委員長
	丸 山 仁	岩手大学 教授
	渡 部 あさみ	岩手大学 准教授
労働者代表委員	小 菅 孝 広	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長
	小 林 齊	電機連合岩手地域協議会 事務局長
	佐々木 正 人	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長
	原 利 光	JAM青森岩手県連絡会 事務局長
	山 田 清 秋	UAゼンセン岩手県支部 支部長
使用者代表委員	菊 池 透	岩手県商工会議所連合会 専務理事
	熊 谷 敏 裕	岩手県商工会連合会 専務理事
	瀬 川 浩 昭	岩手県中小企業団体中央会 専務理事
	藤 田 芳 男	岩手県経営者協会 専務理事
	松 川 顕	盛岡ガス 常務取締役

五十音順

【 事 務 局 】

所 属 等		役 職	氏 名
岩手労働局		局 長	栗 村 勝 行
	労働基準部	労 働 基 準 部 長	市 川 雄 三
		賃 金 室 長	境 澤 淳
		賃 金 室 長 補 佐	五十嵐 由佳子

審 議 会 資 料 一 覧

- 資料 No. 1 令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)
- 資料 No. 2 令和 5 年度岩手地方最低賃金審議会岩手県最低賃金専門部会
委員名簿
- 資料 No. 3 令和 5 年度岩手地方最低賃金審議会開催計画(案)修正案R
5.8.1 現在
- 資料 No. 4 「物価高騰及びランク区分を 3 区分に減した決定を受けての
申し入れ書」(岩手労働局長あて)(東北全労協議長、全国一
般全国協議会中央執行委員長、共生ユニオンいわて代表)
- 資料 No. 5 「2023 年度 岩手地方最低賃金の改正に関する職場決議につ
いて」(岩手労働局長・岩手地方最低賃金審議会長あて)(日
本労働組合総連合会岩手県連合会 会長・労働局長) 916 筆
- 資料 No. 6 「岩手地方の最低賃金を直ちに 1500 円以上に引き上げ、地
域間格差の解消を求める請願署名」(岩手地方最低賃金審議
会長・厚生労働大臣あて)(岩手県労働組合連合会) 150 筆
- 資料 No. 7 「岩手地方最低賃金の引き上げを求める寄せ書き」(岩手県
労働組合連合会) 22 枚
- 資料 No. 8 関係労使参考人からの意見書

令和 5 年 7 月 28 日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

中央最低賃金審議会
会長 藤村 博之

令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和 5 年 6 月 30 日に諮問のあった令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安について、
下記のとおり答申する。

記

- 1 令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙 1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙 2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙 1 の 2 に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。
- 6 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一

層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

- 7 価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）・「改正振興基準」（令和4年7月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和 5 年 7 月 28 日

- 1 令和 5 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和 5 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	41 円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	40 円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	39 円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和 5 年全員協議会報告の 1 (2) で「最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2023」に配意し、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素を考慮した審議を行ってきた。

ア 賃金

まず、賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第 7 回（最終）集計結果で、全体で 3.58%、中小でも 3.23%となっており、30 年ぶりの高い水準となっている。さらに、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算は 5.01%となっている。経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、大手企業で 3.91%、中小企業では 2.94%となっている。賃金改定状況調査結果については、第 4 表①②における賃

金上昇率（ランク計）は2.1%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年度の結果（1.5%）を上回っている。また、平成14年以降、第4表①②における賃金上昇率（男女計及び一般・パート計）は、今年度初めて全てのランクで2%以上の結果であった。さらに、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率（ランク計）は2.5%となっており、これも昨年の結果（2.1%）を上回った。この第4表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

イ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益（売上高経常利益率）については、令和3年は6.3%であるところ、令和4年は6.6%と安定している。また、業況判断D Iを見ても、日銀短観では、令和4年6月は+2であったものの、令和5年6月は+8と上昇し、また、中小企業景況調査では、令和4年4～6月の▲19.4から今年4～6月には▲10.5となっているように、昨年からさらに改善が見られる。

なお、昨年はコロナ禍の影響が引き続き見られた「宿泊業、飲食サービス業」においても、令和4年の売上高経常利益率は0.0%と3年ぶりにマイナスから脱し、今年1～3月期は+1.1%と改善しており、加えて日銀短観による業況判断D Iは、令和元年9月から令和4年9月までマイナスだったものの、令和5年6月には+25と大幅に改善している。

しかしながら、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁は、いまだ不十分な状況にある。価格転嫁については、中小企業庁が公表した令和5年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査によると、前回令和4年9月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査と比べて、コスト上昇分のうち高い割合（10割、9割～7割）を価格転嫁できたとする企業の割合が増加（35.6%→39.3%）し、転嫁状況は一部では好転する一方、「全く転嫁できない」又は「減額された」とする企業の割合も増加（20.2%→23.5%）しており、二極化が進行している。また、コスト要素別にみると、原材料費は転嫁率が約48%である一方、エネルギーコストや労務費コストはこれに比べて約11～13%ポイント低い水準であることを踏まえると、賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在する。

さらに、国内企業物価指数は、今年6月（速報値）は対前年同月比4.1%と昨年より低下しているが、まだ消費者物価指数を上回っている状況である。

なお、賃金改定状況調査の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支

払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と一定程度差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられ、また、法人企業統計調査における従業員一人当たり付加価値額をみると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

ウ 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率(3.3%)を上回る水準となった。直近の月次を見ると、対前年同月比で、今年4月に4.1%、5月に3.8%、6月に3.9%となっており、昨年10月から今年1月にかけて「持家の帰属家賃を除く総合」が4%を超え、5%以上にも達する高い伸びとなった時期と比べると対前年同月比の上昇幅は縮小傾向であるが、引き続き高い水準である。また、消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響で一定程度押し下げられている(「総合」では、6月は1%ポイント押し下げられていると試算されている)。なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は、9月使用分までとされており、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていない。加えて、価格転嫁が進んだ場合には、さらに消費者物価の上昇もありうる。消費者物価の上昇が続く中では、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活は苦しくなっていると考えられる。

エ 各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」等において、「今年は全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。さらに、特に中小企業で人手不足感が強まり続けており、労働需給逼迫の観点から、人手確保のために賃金上昇圧力が高まって、業績に関係なく賃金を引き上げた場合が一定程度あることを考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア～ウで触れたように、①賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果は30年ぶりの高い水準となっていることに加え、今年度の賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率は、平成14年以降最大であり、男女計及び一般・パート計において全てのランクで初めて2%以上とな

った。

②通常の事業の賃金支払能力については、企業の利益や業況において、昨年から改善傾向は見られる。しかし、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するために重要な価格転嫁の状況としては、コスト上昇分を7割以上転嫁できた企業の割合が増加した一方、全く転嫁できない又は減額されたとする企業の割合も増加しており、二極化が進行していることや、コスト要素別で見ると、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないことから賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在する。また、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

③しかしながら、労働者の生計費については、足元の消費者物価指数は、時限的なエネルギー価格の負担軽減策により上昇率が押し下げられているにもかかわらず、対前年同月比4%前後と引き続き高い水準であること、さらには消費者に対する価格転嫁が進みつつあることも踏まえ、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要である。さらに、昨年以来、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であることから、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率(3.3%)を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えられる。

これらを総合的に勘案し、また、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安（以下「目安額」という。）を検討するに当たっては4.3%を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」等において、「最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率はAランクが、第4表③における賃金上昇率はCランクが最も高くなっている。一方、今年1～

6月の消費者物価の上昇率は、Aランクがやや高めに推移している。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況であること等も考慮すれば、各ランクで大きな状況の差異があるとは言いがたい。しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は79.6%から80.1%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。

オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案することを原則としながら、今年度は、消費者物価の上昇が続いていることや、昨年10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率(3.3%)を上回る高い伸び率であったこともあり、結果として、この3要素のうち、特に労働者の生計費を重視した目安額とした。このため、今年度の目安額は、原材料価格やエネルギー価格等が上昇する中、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充を強く要望する。また、最低賃金の地域間格差を是正しつつ、引き上げていくためには、最低賃金が相対的に低い地域において、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備が必要である。このため、業務改善助成金について、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金

等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）・「改正振興基準」（令和4年7月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。

カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、これまで取り組んできた地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

- (2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

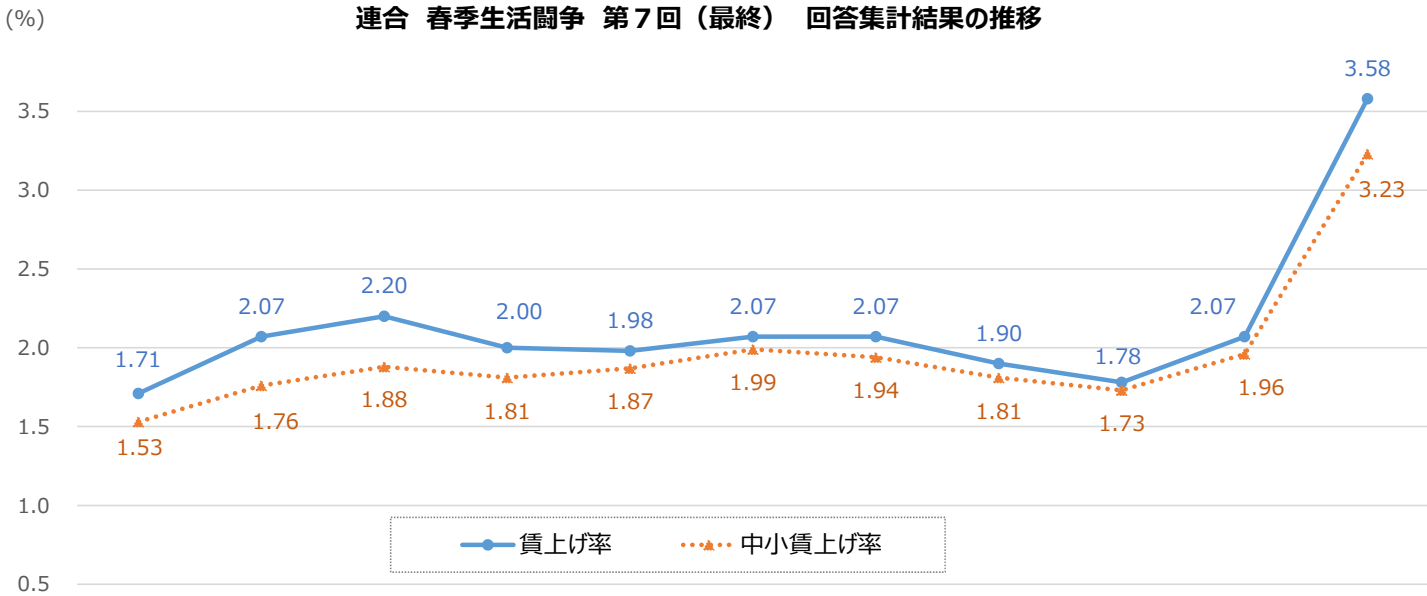
なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

- (3) 最低賃金引上げの影響については、令和5年全員協議会報告の3（1）に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

参考資料

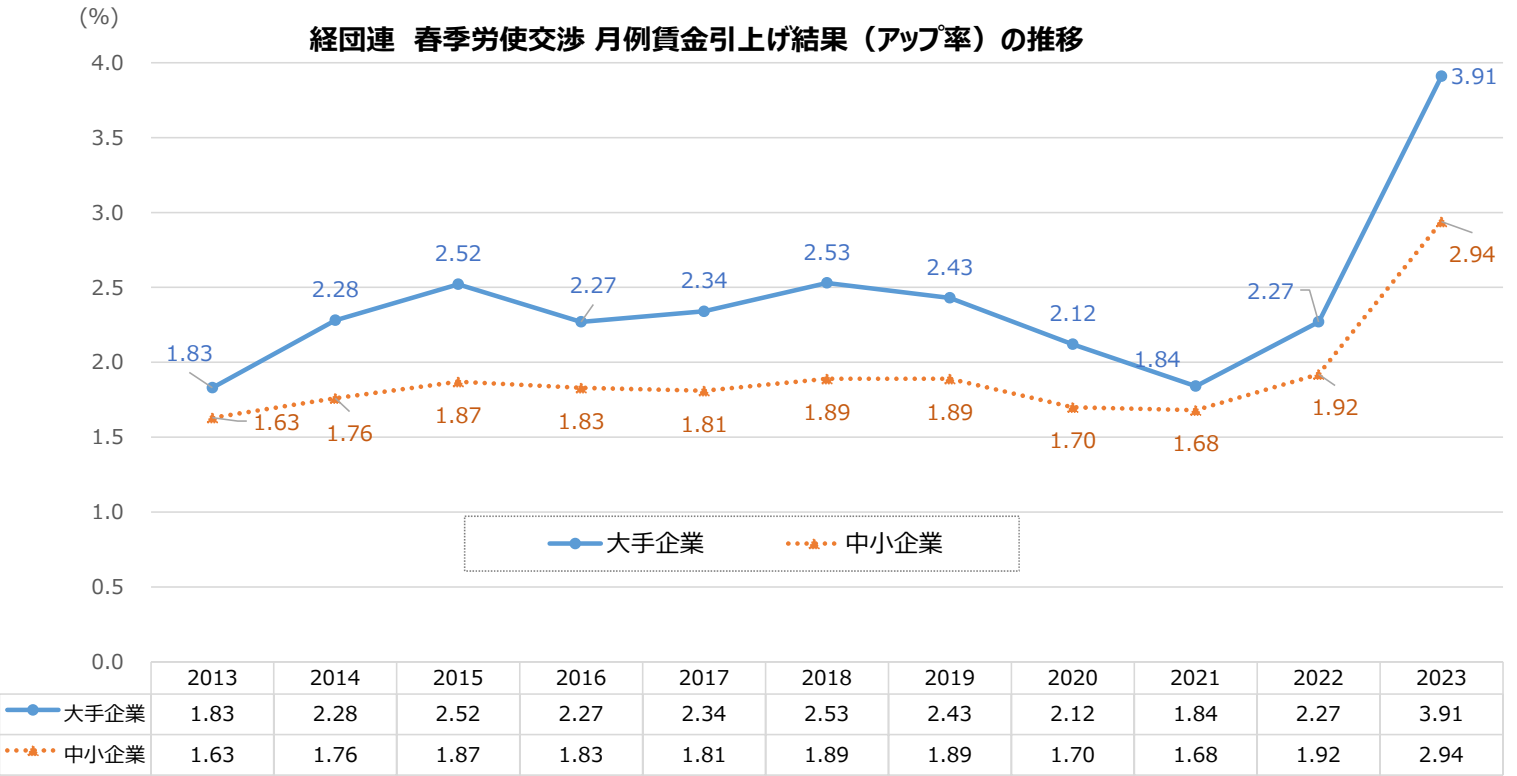
連合 春季賃上げ妥結状況

○ 2023年の連合の春闘第7回(最終)回答集計結果(2023年7月5日公表)では、全体の賃上げ率は3.58%(中小賃上げ率は3.23%)となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。



経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2023年の経団連 春季労使交渉 月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業3.91%（第1回集計）、中小企業2.94%（第1回集計）となっている。



（資料出所）経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2023年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2023年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。
（注）2022年までは最終集計結果、2023年は第1回集計結果

賃金改定状況調査結果第4表①

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

		(円、%)																																														
性 ランク	産業計						製造業						卸売業、小売業						学術研究、専門・技術サービス業						宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	1時間当たり 賃金額			賃金上昇率			1時間当たり 賃金額			賃金上昇率			1時間当たり 賃金額			賃金上昇率			1時間当たり 賃金額			賃金上昇率			1時間当たり 賃金額			賃金上昇率			1時間当たり 賃金額			賃金上昇率			1時間当たり 賃金額			賃金上昇率								
	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年								
男女 計	A	1,548	1,583	2.3	1.4	1,564	1,591	1.7	1.7	1,584	1,621	2.3	1.0	1,813	1,860	2.6	1.8	1,230	1,265	2.8	1.7	1,374	1,389	1.1	1.3	1,535	1,563	1.8	1.9	1,740	1,795	3.2	1.3															
	B	1,329	1,355	2.0	1.4	1,344	1,375	2.3	1.6	1,359	1,380	1.5	1.3	1,588	1,621	2.1	1.1	1,087	1,113	2.4	0.9	1,185	1,212	2.3	0.8	1,360	1,386	1.9	2.1	1,418	1,436	1.3	1.2															
	C	1,199	1,224	2.1	2.0	1,202	1,229	2.2	1.3	1,197	1,223	2.2	1.9	1,489	1,503	0.9	0.9	1,026	1,049	2.2	2.9	1,041	1,076	3.4	-0.7	1,241	1,263	1.8	3.1	1,277	1,297	1.6	1.9															
	計	1,399	1,429	2.1	1.5	1,413	1,442	2.1	1.6	1,424	1,451	1.9	1.2	1,689	1,727	2.2	1.5	1,134	1,163	2.6	1.5	1,245	1,268	1.8	0.8	1,412	1,439	1.9	2.2	1,525	1,558	2.2	1.3															
男	A	1,769	1,805	2.0	1.3	1,735	1,762	1.6	1.3	1,823	1,868	2.5	0.8	2,071	2,135	3.1	1.5	1,361	1,381	1.5	1.0	1,572	1,601	1.8	2.8	1,738	1,761	1.3	1.5	1,921	1,952	1.6	1.6															
	B	1,536	1,561	1.6	0.7	1,536	1,572	2.3	1.0	1,562	1,584	1.4	0.7	1,895	1,924	1.5	0.6	1,254	1,266	1.0	0.6	1,308	1,336	2.1	-0.3	1,533	1,552	1.2	1.3	1,562	1,575	0.8	0.2															
	C	1,348	1,370	1.6	1.6	1,350	1,376	1.9	0.9	1,358	1,385	2.0	1.3	1,665	1,670	0.3	1.6	1,140	1,166	2.3	5.1	1,105	1,141	3.3	0.4	1,378	1,380	0.1	1.2	1,349	1,366	1.3	2.5															
	計	1,608	1,637	1.8	1.0	1,598	1,629	1.9	1.2	1,638	1,670	2.0	0.8	1,954	1,997	2.2	1.2	1,287	1,304	1.3	1.3	1,402	1,431	2.1	1.1	1,600	1,618	1.1	1.4	1,655	1,675	1.2	1.1															
女	A	1,387	1,423	2.6	1.8	1,248	1,277	2.3	3.1	1,357	1,387	2.2	1.3	1,587	1,627	2.5	2.2	1,166	1,208	3.6	2.0	1,256	1,264	0.6	0.6	1,503	1,532	1.9	2.0	1,558	1,639	5.2	1.1															
	B	1,190	1,215	2.1	2.0	1,053	1,078	2.4	2.9	1,189	1,209	1.7	1.8	1,341	1,378	2.8	1.6	1,031	1,060	2.8	0.9	1,126	1,156	2.7	1.2	1,338	1,364	1.9	2.4	1,187	1,215	2.4	2.7															
	C	1,102	1,127	2.3	2.3	992	1,021	2.9	2.5	1,054	1,079	2.4	2.7	1,267	1,290	1.8	0.1	983	1,005	2.2	2.0	1,010	1,044	3.4	-3.4	1,221	1,246	2.0	3.4	1,158	1,183	2.2	1.4															
	計	1,255	1,284	2.3	2.0	1,114	1,141	2.4	2.8	1,233	1,257	1.9	1.8	1,456	1,494	2.6	1.8	1,073	1,106	3.1	1.5	1,162	1,184	1.9	0.5	1,386	1,413	1.9	2.3	1,352	1,403	3.8	1.8															

（注）斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したもの。

賃金改定状況調査結果第4表②

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業 形態 ランク		産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	
		R 4年 6月	R 5年 6月			R 4年 6月	R 5年 6月			R 4年 6月	R 5年 6月			R 4年 6月	R 5年 6月			R 4年 6月	R 5年 6月			R 4年 6月	R 5年 6月			R 4年 6月	R 5年 6月			R 4年 6月	R 5年 6月		
					R 4年																												R 4年
一般 パート 計	A	1,548	1,583	2.3	1.4	1,564	1,591	1.7	1.7	1,584	1,621	2.3	1.0	1,813	1,860	2.6	1.8	1,230	1,265	2.8	1.7	1,374	1,389	1.1	1.3	1,535	1,563	1.8	1.9	1,740	1,795	3.2	1.3
	B	1,329	1,355	2.0	1.4	1,344	1,375	2.3	1.6	1,359	1,380	1.5	1.3	1,588	1,621	2.1	1.1	1,087	1,113	2.4	0.9	1,185	1,212	2.3	0.8	1,360	1,386	1.9	2.1	1,418	1,436	1.3	1.2
	C	1,199	1,224	2.1	2.0	1,202	1,229	2.2	1.3	1,197	1,223	2.2	1.9	1,489	1,503	0.9	0.9	1,026	1,049	2.2	2.9	1,041	1,076	3.4	-0.7	1,241	1,263	1.8	3.1	1,277	1,297	1.6	1.9
	計	1,399	1,429	2.1	1.5	1,413	1,442	2.1	1.6	1,424	1,451	1.9	1.2	1,689	1,727	2.2	1.5	1,134	1,163	2.6	1.5	1,245	1,268	1.8	0.8	1,412	1,439	1.9	2.2	1,525	1,558	2.2	1.3
一般	A	1,756	1,794	2.2	1.3	1,700	1,726	1.5	1.5	1,825	1,860	1.9	0.7	1,905	1,953	2.5	1.8	1,550	1,568	1.2	1.4	1,552	1,580	1.8	1.4	1,669	1,705	2.2	1.8	1,854	1,917	3.4	1.0
	B	1,494	1,524	2.0	1.4	1,464	1,500	2.5	1.5	1,557	1,585	1.8	1.1	1,693	1,724	1.8	1.3	1,261	1,295	2.7	0.2	1,314	1,347	2.5	1.2	1,470	1,494	1.6	2.4	1,523	1,542	1.2	0.6
	C	1,312	1,337	1.9	2.3	1,273	1,300	2.1	1.4	1,343	1,370	2.0	2.0	1,533	1,551	1.2	0.9	1,186	1,204	1.5	5.9	1,087	1,118	2.9	0.3	1,292	1,314	1.7	3.2	1,379	1,396	1.2	2.0
	計	1,572	1,604	2.0	1.5	1,535	1,567	2.1	1.5	1,634	1,665	1.9	1.1	1,781	1,818	2.1	1.6	1,344	1,374	2.2	1.4	1,380	1,410	2.2	1.1	1,507	1,534	1.8	2.3	1,632	1,670	2.3	1.0
パート	A	1,246	1,278	2.6	1.8	1,120	1,150	2.7	2.3	1,193	1,231	3.2	1.4	1,395	1,439	3.2	2.1	1,135	1,175	3.5	2.0	1,144	1,142	-0.2	1.2	1,413	1,435	1.6	2.2	1,430	1,463	2.3	2.2
	B	1,086	1,105	1.7	1.5	1,025	1,042	1.7	1.8	1,074	1,084	0.9	1.7	1,177	1,216	3.3	0.2	1,013	1,036	2.3	1.0	1,046	1,068	2.1	0.2	1,213	1,242	2.4	1.3	1,133	1,147	1.2	3.6
	C	1,003	1,028	2.5	1.4	941	963	2.3	0.8	977	1,003	2.7	1.6	1,178	1,165	-1.1	1.2	961	985	2.5	0.8	955	997	4.4	-3.9	1,138	1,160	1.9	2.9	965	997	3.3	1.9
	計	1,141	1,165	2.1	1.5	1,051	1,073	2.1	2.1	1,104	1,127	2.1	1.5	1,283	1,321	3.0	0.6	1,056	1,085	2.7	1.5	1,076	1,091	1.4	0.3	1,298	1,323	1.9	1.6	1,230	1,249	1.5	2.7

（注）斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したもの。

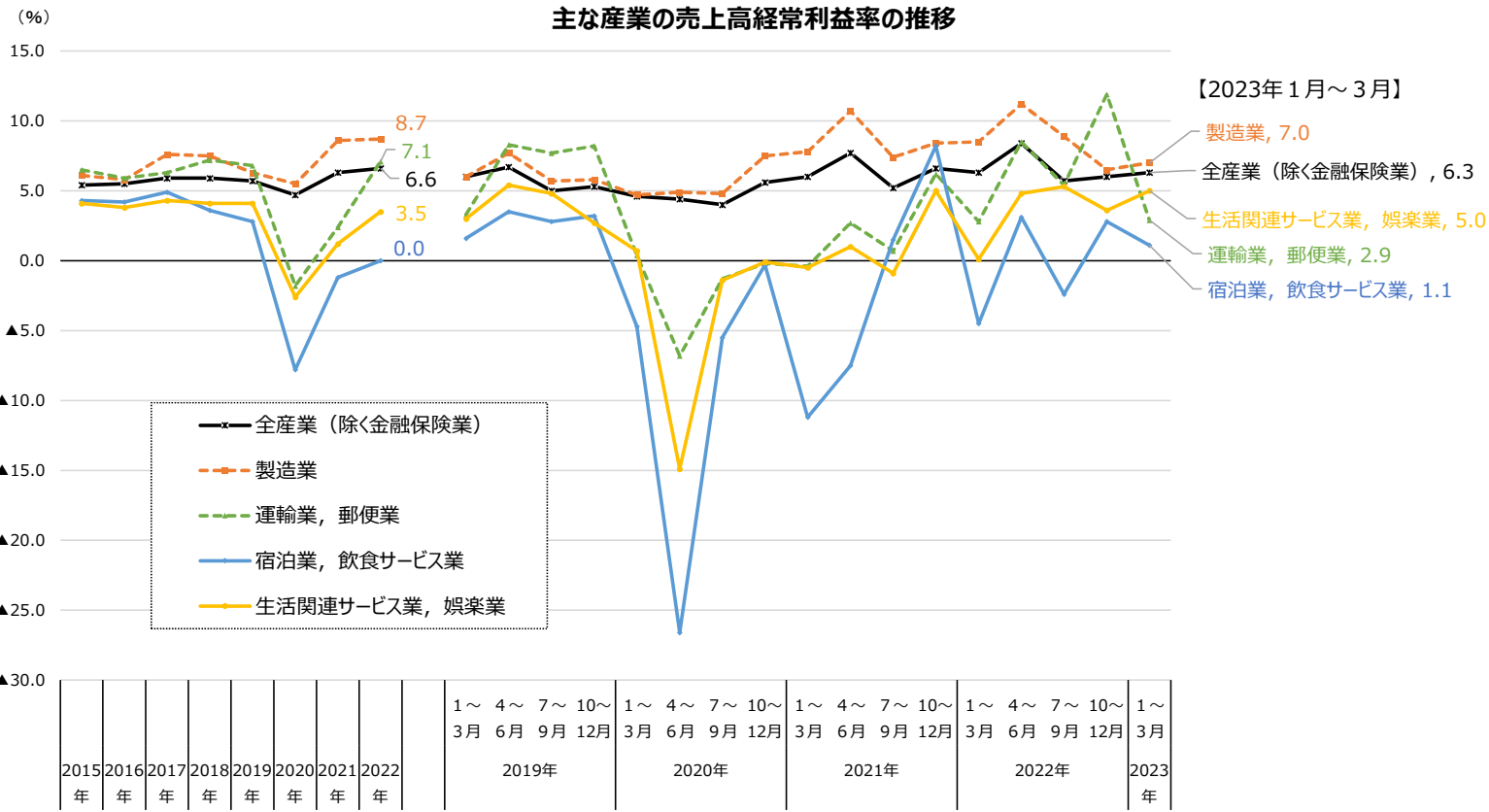
賃金改定状況調査結果第4表③

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

		(円/%)																															
		産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
就業 形態	ランク	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		
		R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年		
計	A	1,560	1,597	2.4	2.0	1,572	1,609	2.4	2.2	1,609	1,641	2.0	2.1	1,824	1,880	3.1	2.2	1,231	1,278	3.8	2.1	1,376	1,398	1.6	1.9	1,542	1,577	2.3	2.2	1,750	1,789	2.2	0.6
	B	1,341	1,373	2.4	2.0	1,360	1,396	2.6	2.1	1,377	1,402	1.8	1.9	1,589	1,638	3.1	2.1	1,096	1,129	3.0	1.2	1,192	1,231	3.3	2.0	1,372	1,404	2.3	2.5	1,410	1,446	2.6	1.9
	C	1,207	1,240	2.7	2.6	1,208	1,244	3.0	2.3	1,207	1,238	2.6	1.7	1,502	1,537	2.3	2.5	1,033	1,065	3.1	3.5	1,048	1,081	3.1	0.2	1,247	1,279	2.6	3.9	1,285	1,318	2.6	3.0
	計	1,410	1,445	2.5	2.1	1,425	1,461	2.5	2.1	1,443	1,472	2.0	2.0	1,696	1,747	3.0	2.2	1,139	1,178	3.4	1.8	1,249	1,281	2.6	1.7	1,422	1,455	2.3	2.5	1,526	1,563	2.4	1.5
男	A	1,788	1,827	2.2	1.8	1,744	1,782	2.2	2.1	1,855	1,886	1.7	1.8	2,082	2,140	2.8	2.4	1,390	1,430	2.9	1.8	1,596	1,629	2.1	2.9	1,744	1,790	2.6	1.3	1,919	1,961	2.2	0.7
	B	1,552	1,588	2.3	1.5	1,558	1,598	2.6	1.8	1,588	1,617	1.8	1.5	1,890	1,948	3.1	2.0	1,275	1,301	2.0	0.5	1,332	1,381	3.7	1.1	1,540	1,575	2.3	1.9	1,551	1,588	2.4	1.7
	C	1,360	1,394	2.5	2.3	1,359	1,398	2.9	2.0	1,370	1,405	2.6	1.8	1,676	1,709	2.0	2.0	1,168	1,197	2.5	5.8	1,117	1,156	3.5	0.9	1,390	1,411	1.5	0.9	1,357	1,389	2.4	3.3
	計	1,624	1,661	2.3	1.7	1,613	1,652	2.4	1.9	1,665	1,696	1.9	1.6	1,958	2,013	2.8	2.2	1,312	1,344	2.4	1.6	1,423	1,464	2.9	1.9	1,606	1,644	2.4	1.6	1,650	1,688	2.3	1.4
女	A	1,393	1,430	2.7	2.2	1,254	1,289	2.8	2.2	1,369	1,402	2.4	2.6	1,596	1,651	3.4	2.0	1,155	1,207	4.5	2.3	1,252	1,267	1.2	1.3	1,511	1,544	2.2	2.3	1,577	1,614	2.3	0.6
	B	1,197	1,227	2.5	2.4	1,055	1,083	2.7	2.9	1,200	1,222	1.8	2.4	1,343	1,385	3.1	2.2	1,033	1,069	3.5	1.5	1,130	1,164	3.0	2.4	1,350	1,381	2.3	2.7	1,189	1,224	2.9	2.3
	C	1,107	1,138	2.8	2.9	996	1,027	3.1	2.8	1,061	1,089	2.6	1.9	1,280	1,317	2.9	3.2	983	1,017	3.5	2.3	1,014	1,045	3.1	-0.7	1,227	1,260	2.7	4.4	1,164	1,198	2.9	2.7
	計	1,261	1,294	2.6	2.4	1,118	1,149	2.8	2.6	1,243	1,270	2.2	2.4	1,463	1,511	3.3	2.2	1,071	1,112	3.8	1.9	1,163	1,190	2.3	1.7	1,396	1,428	2.3	2.8	1,361	1,397	2.6	1.6
一般	A	1,766	1,808	2.4	1.9	1,711	1,750	2.3	2.2	1,843	1,877	1.8	2.3	1,916	1,975	3.1	2.3	1,547	1,587	2.6	1.6	1,556	1,593	2.4	2.3	1,678	1,724	2.7	1.8	1,858	1,900	2.3	0.5
	B	1,503	1,540	2.5	2.0	1,482	1,522	2.7	2.0	1,568	1,596	1.8	1.7	1,692	1,745	3.1	2.3	1,268	1,307	3.1	0.2	1,314	1,365	3.9	2.4	1,486	1,522	2.4	2.9	1,518	1,553	2.3	1.9
	C	1,319	1,354	2.7	2.8	1,280	1,319	3.0	2.4	1,349	1,384	2.6	2.2	1,543	1,583	2.6	2.5	1,188	1,213	2.1	5.7	1,091	1,124	3.0	0.2	1,299	1,336	2.8	3.9	1,389	1,420	2.2	3.2
	計	1,581	1,619	2.4	2.1	1,549	1,589	2.6	2.1	1,647	1,678	1.9	2.1	1,787	1,841	3.0	2.3	1,350	1,387	2.7	1.5	1,381	1,423	3.0	2.0	1,519	1,558	2.6	2.7	1,632	1,670	2.3	1.4
パート	A	1,251	1,283	2.6	2.0	1,119	1,148	2.6	2.0	1,203	1,231	2.3	1.8	1,394	1,434	2.9	1.7	1,124	1,174	4.4	2.3	1,147	1,151	0.3	1.1	1,421	1,447	1.8	2.5	1,453	1,484	2.1	1.4
	B	1,088	1,114	2.4	2.0	1,024	1,046	2.1	2.6	1,080	1,101	1.9	2.4	1,170	1,204	2.9	1.1	1,017	1,049	3.1	1.7	1,050	1,075	2.4	1.5	1,216	1,242	2.1	1.8	1,117	1,155	3.4	2.1
	C	1,007	1,034	2.7	1.7	944	969	2.6	1.5	983	1,009	2.6	0.6	1,185	1,176	-0.8	2.4	960	996	3.8	1.9	965	1,000	3.6	0.2	1,141	1,161	1.8	3.8	957	994	3.9	2.4
	計	1,145	1,173	2.4	2.1	1,051	1,075	2.3	2.2	1,112	1,136	2.2	1.9	1,280	1,314	2.7	1.4	1,053	1,093	3.8	1.9	1,082	1,099	1.6	1.3	1,304	1,329	1.9	2.5	1,231	1,265	2.8	1.8

主な産業の売上高経常利益率の推移

○ 主な産業の経常利益率の推移をみると、2020年4～6月期に一部の産業で大きく低下しているが、その後は、四半期ごとに変動はあるものの、改善傾向で推移している。



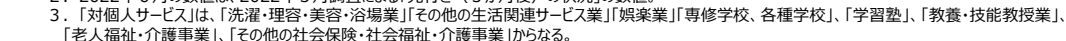
（資料出所）財務省「法人企業統計」より作成。
（注） 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

(参考) 売上高経常利益率の推移(詳細)

(単位：%)	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019年					2020年					2021年					2022年					2023 年
							1～ 3月	4～ 6月	7～ 9月	10～ 12月	1～ 3月	4～ 6月	7～ 9月	10～ 12月	1～ 3月	4～ 6月	7～ 9月	10～ 12月	1～ 3月	4～ 6月	7～ 9月	10～ 12月	1～ 3月	4～ 6月	7～ 9月	10～ 12月	
産業（除く金融保険業）	4.6	5.0	5.4	5.5	5.9	5.9	5.7	6.0	6.7	5.0	5.3	4.7	4.6	4.4	4.0	5.6	6.3	6.0	7.7	5.2	6.6	6.6	6.3	8.4	5.7	6.0	6.3
造業	5.7	6.1	6.1	5.8	7.6	7.5	6.3	6.0	7.7	5.7	5.8	5.5	4.7	4.9	4.8	7.5	8.6	7.8	10.7	7.4	8.4	8.7	8.5	11.2	8.9	6.5	7.0
製造業	4.1	4.5	5.0	5.4	5.2	5.2	5.5	6.0	6.3	4.7	5.1	4.3	4.6	4.1	3.7	4.8	5.4	5.3	6.4	4.2	5.8	5.6	5.4	7.2	4.2	5.8	6.0
農林水産業	5.0	4.0	3.7	5.9	2.7	2.0	3.4	5.3	1.8	▲1.5	6.8	1.2	3.7	▲5.3	0.0	5.3	4.9	6.7	5.9	2.2	4.8	5.9	2.7	7.2	3.2	9.3	7.1
鉱業、採石業、砂利採取業	35.3	35.8	24.1	14.0	21.6	19.9	22.8	20.7	24.5	23.8	22.4	8.8	19.3	13.7	13.2	▲17.3	24.7	20.6	28.2	25.1	24.6	32.6	24.4	24.6	29.0	50.1	23.3
建設業	3.4	4.6	5.7	6.4	6.3	5.9	6.0	8.9	4.7	5.8	3.8	6.1	8.6	4.0	5.2	5.6	6.4	9.8	5.6	4.5	5.2	5.1	7.9	4.4	2.7	4.9	9.6
電気業	▲2.6	0.1	5.4	4.6	3.2	3.3	4.2	2.8	7.3	4.7	1.6	4.2	0.9	7.5	8.3	▲0.1	1.6	▲1.8	10.0	4.4	▲3.5	▲3.7	▲2.5	▲0.3	▲6.0	▲4.8	4.2
ガス・熱供給・水道業	4.1	4.6	9.7	6.5	5.2	3.8	5.9	10.4	10.6	0.0	0.3	5.4	6.8	7.6	4.2	2.4	2.1	4.8	8.5	▲2.3	▲2.7	3.0	8.6	3.4	▲4.9	4.5	11.2
情報通信業	8.3	8.6	8.9	9.2	9.7	10.0	9.7	7.6	12.7	8.9	10.0	9.5	7.6	12.0	9.2	9.4	10.3	8.5	11.0	8.9	12.8	10.4	9.0	16.1	8.0	9.1	9.7
運輸業、郵便業	5.4	5.3	6.5	5.9	6.3	7.2	6.8	3.3	8.3	7.7	8.2	▲1.8	0.4	▲6.8	▲1.3	▲0.2	2.4	▲0.4	2.7	0.7	6.2	7.1	2.8	8.5	5.4	11.9	2.9
卸売業・小売業	2.4	2.4	2.5	2.5	2.7	2.8	2.9	2.5	3.4	2.9	2.7	2.7	2.2	2.4	2.4	3.6	3.2	2.6	3.4	2.9	3.8	3.9	3.3	5.0	3.3	4.0	3.4
不動産業、物品賃貸業	9.8	10.5	12.2	12.2	12.3	12.0	11.6	13.0	13.2	9.8	10.3	10.1	9.0	11.3	9.6	10.9	11.5	10.8	13.8	10.9	10.5	11.6	11.2	12.3	10.5	12.3	10.8
サービス業	6.7	7.8	8.0	9.8	8.2	8.0	9.1	12.4	10.0	4.7	8.7	5.8	6.6	6.8	2.8	6.5	9.1	10.1	12.0	4.6	9.3	8.3	9.0	10.9	6.1	7.3	8.1
宿泊業、飲食サービス業	3.4	3.4	4.3	4.2	4.9	3.6	2.8	1.6	3.5	2.8	3.2	▲7.8	▲4.7	▲26.6	▲5.5	▲0.3	▲1.2	▲11.2	▲7.5	1.5	8.2	0.0	▲4.5	3.1	▲2.4	2.8	1.1
生活関連サービス業、娯楽業	4.1	4.5	4.1	3.8	4.3	4.1	4.1	3.0	5.4	4.8	2.7	▲2.6	0.7	▲14.9	▲1.4	▲0.1	1.2	▲0.5	1.0	▲0.9	5.0	3.5	0.1	4.8	5.3	3.6	5.0
学術研究、専門・技術サービス業	12.5	15.6	16.4	22.4	14.4	16.0	19.9	27.4	22.5	5.1	19.5	15.9	15.8	26.6	6.1	12.9	19.3	23.3	28.4	7.2	15.1	16.5	19.9	20.9	10.0	14.7	14.8
教育、学習支援業	7.2	7.6	5.1	4.7	8.1	7.4	5.6	3.6	1.7	9.1	7.5	4.4	7.9	▲16.9	11.5	8.1	7.9	8.1	6.0	11.0	6.5	5.8	5.8	1.3	10.4	5.4	10.1
医療、福祉業	7.2	5.9	6.1	6.8	5.1	4.3	3.8	4.7	5.3	3.1	2.4	5.0	4.9	2.8	5.1	7.0	4.8	3.5	5.8	4.4	5.2	4.7	3.2	5.2	7.3	3.0	2.0
職業紹介・労働者派遣業	2.9	3.7	4.6	5.1	6.0	5.2	5.3	4.1	5.9	4.4	7.0	5.2	4.6	5.1	2.3	8.7	6.8	5.8	5.3	6.2	9.4	6.6	6.5	6.5	8.0	5.4	4.1
その他のサービス業	5.6	5.5	6.2	7.1	7.0	6.3	6.9	7.7	7.2	5.5	7.2	6.0	6.1	6.3	4.9	6.6	7.2	7.7	8.8	5.4	6.9	6.4	7.7	7.8	5.8	4.7	7.2

（資料出所）財務省「法人企業統計」より作成。
（注） 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

○ 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に宿泊業、飲食サービス業などを中心に大きく低下したが、その後は改善傾向にある。



価格転嫁の状況① 【コスト全般】

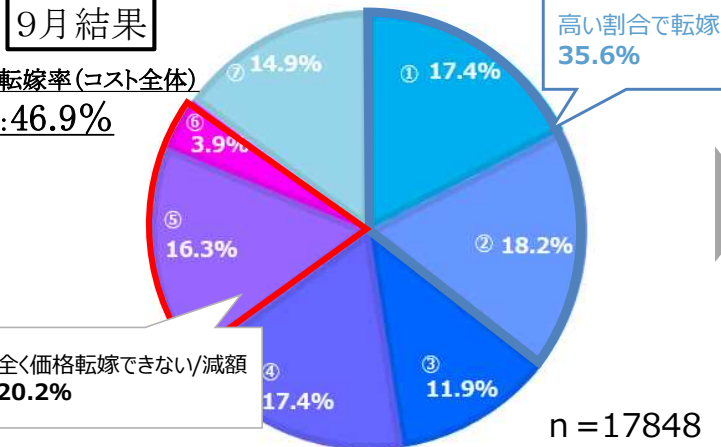
令和5年6月20日中小企業庁「価格交渉促進月間
(2023年3月)フォローアップ調査の結果について」

- 「コスト上昇分のうち何割を価格転嫁できたか」を集計した価格転嫁率は**47.6%**、前回（9月：46.9%）に比し**微増**。
- コスト上昇分のうち**高い割合（10割、9割～7割）を価格転嫁できた回答**（①・②）が**増加**（35.6%→39.3%）し、**転嫁状況は一部では好転**。
- 他方で、「**全く転嫁できない**（⑤）**+減額された**（⑥）」割合も**増加**（20.2%→23.5%）しており、**二極化が進行**。
- なお、「コスト上昇せず**価格改定（値上げ）不要**」の割合（⑦）は**減少**（14.9%→8.4%）しており、コスト上昇の影響は拡大。

問.直近6ヶ月間の全般的なコスト上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたと考えますか。

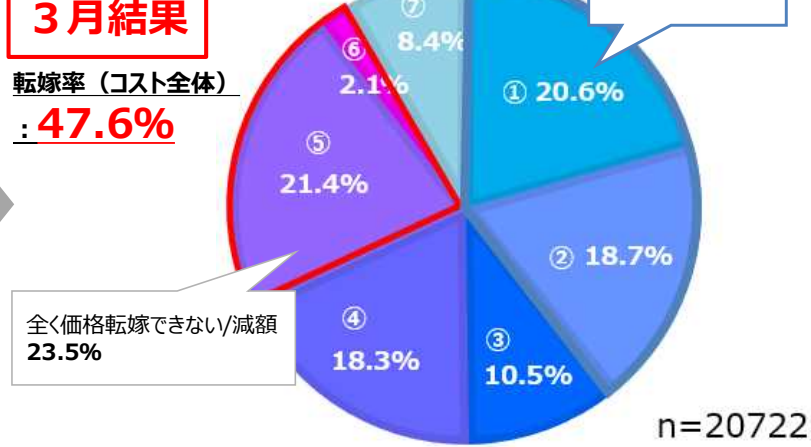
9月結果

転嫁率（コスト全体）
:46.9%



3月結果

転嫁率（コスト全体）
: **47.6%**



- ①10割
- ②9割、8割、7割
- ③6割、5割、4割
- ④3割、2割、1割
- ⑤0割（費用が上昇している中、価格が据え置かれている場合等）
- ⑥マイナス（費用が上昇したにもかかわらず、逆に減額された）
- ⑦コストが上昇していないため、価格改定不要

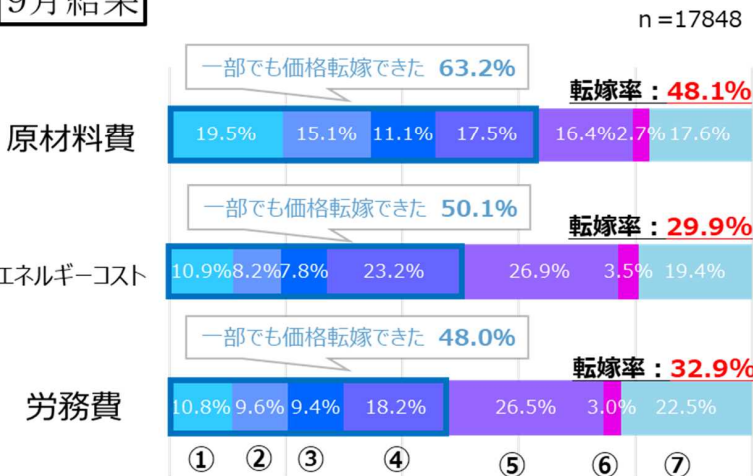
10

価格転嫁の状況② 【コスト要素別】

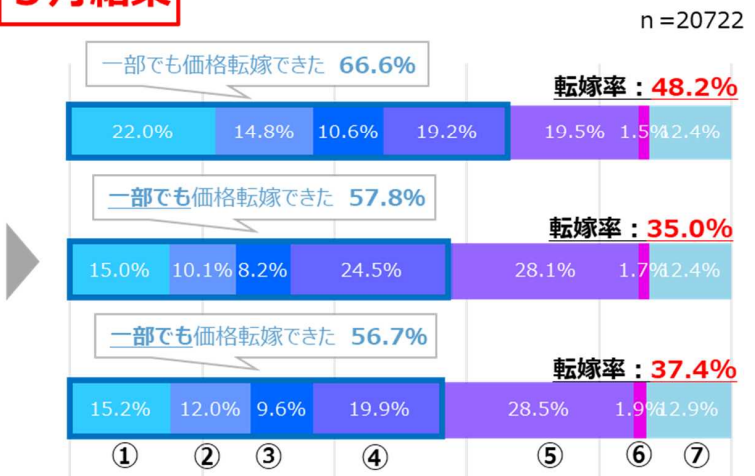
令和5年6月20日中小企業庁「価格交渉促進月間
(2023年3月)フォローアップ調査の結果について」

- エネルギーコスト、労務費の価格転嫁率は、それぞれ**約5ポイントの上昇**。「一部だけでも転嫁できた割合」が増加（+約8ポイント）。但し、原材料費の転嫁率よりは**約1割、低い水準**。
- 原材料費の転嫁率は、「一部だけでも転嫁できた割合」は増加したが（63.2%→66.6%）、「転嫁0割」も増加し（16.4%→19.5%）、**全体としては横ばい**。

9月結果



3月結果



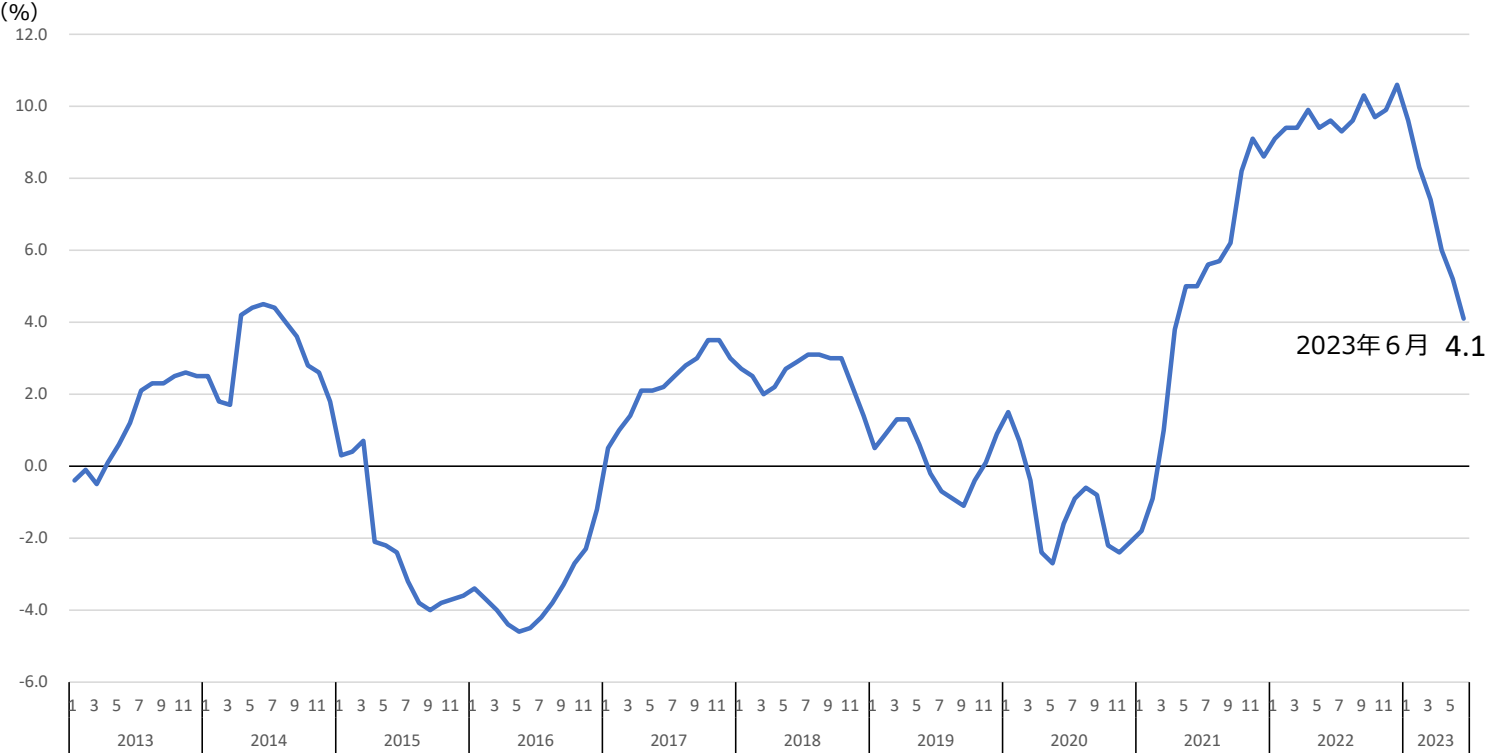
- ①10割
- ②9割、8割、7割
- ③6割、5割、4割
- ④3割、2割、1割
- ⑤0割（費用が上昇している中、価格が据え置かれている場合等）
- ⑥マイナス（費用が上昇したにもかかわらず、逆に減額された）
- ⑦コストが上昇していないため、価格改定不要

11

国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数については、2023年に入ってから前年同月比の上昇率が縮小し、2023年6月には4.1%となった。

国内企業物価指数（前年同月比）



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」
(注) 2023年6月は速報値。

法人企業統計でみた労働生産性の推移

従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位: 万円、%)

年度	産業・資本金規模計		製造業						非製造業					
			資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
平成24年度	666	▲ 0.3	1,023	0.6	535	▲ 1.7	434	▲ 0.9	936	2.2	550	▲ 0.9	479	▲ 1.4
25年度	690	3.6	1,135	10.9	543	1.5	453	4.4	964	3.0	559	1.6	478	▲ 0.2
26年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
27年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
28年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
29年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
30年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
令和元年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
2年度	688	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
3年度	722	4.9	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4

(資料出所) 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額=営業純益(営業利益-支払利息等)+役員給与+役員賞与+従業員給与+従業員賞与
+福利厚生費+支払利息等+動産・不動産賃借料+租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

消費者物価指数の指標

○ 消費者物価指数の指標には、「総合」のほか、消費者物価の基調を把握するため、変動が大きい品目を除いた「生鮮食品を除く総合」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」があるが、中央最低賃金審議会の「主要統計資料」では、消費者と実際に取引がある品目の価格の動きを把握するため、「持家の帰属家賃を除く総合」を利用している。

「総合」	世帯が購入する財・サービスのうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要な品目の価格の指数を計算し、これをウェイト（家計の消費支出に占める割合）により加重平均したもの。
「生鮮食品を除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」を除いたもの。
「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」や、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受ける「エネルギー」（電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン）を除いたもの。
「持家の帰属家賃を除く総合」	消費者と取引がある品目の価格の動きを把握するため、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃」を除いたもの。 ※「持家の帰属家賃」とは、実際には家賃の支払を伴わない持家住宅についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、一般市場価格で評価した概念的なもの。 ※ 家計調査の「消費支出」や毎月勤労統計調査の「賃金」は、「持家の帰属家賃を除く総合」を使用して実質化している。

（資料出所）総務省ホームページ「消費者物価指数に関するQ&A（回答）」「家計調査に関するQ&A（回答）」、総務省統計研究研修所次長 佐藤朋彦「統計Today No.128「実感」する消費者物価とは」（平成30年4月19日）を基に、厚生労働省労働基準局において作成。

14

令和4年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

○ 消費者物価指数の対前年上昇率について、令和4年10月以降、全国では3.8%～5.1%で推移し、令和4年10月～令和5年6月の対前年同期の上昇率は4.3%となっている。

（単位：％）

区分	年・月	令和4年			令和5年						令和4年10月～ 令和5年6月
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国		4.4	4.5	4.8	5.1	3.9	3.8	4.1	3.8	3.9	4.3
	A ランク	4.6	4.7	5.1	5.5	4.2	4.2	4.3	4.0	4.1	4.5
	B ランク	4.2	4.3	4.7	5.0	3.8	3.7	3.9	3.7	3.8	4.1
	C ランク	4.2	4.2	4.4	4.7	3.6	3.6	3.9	3.7	3.9	4.0

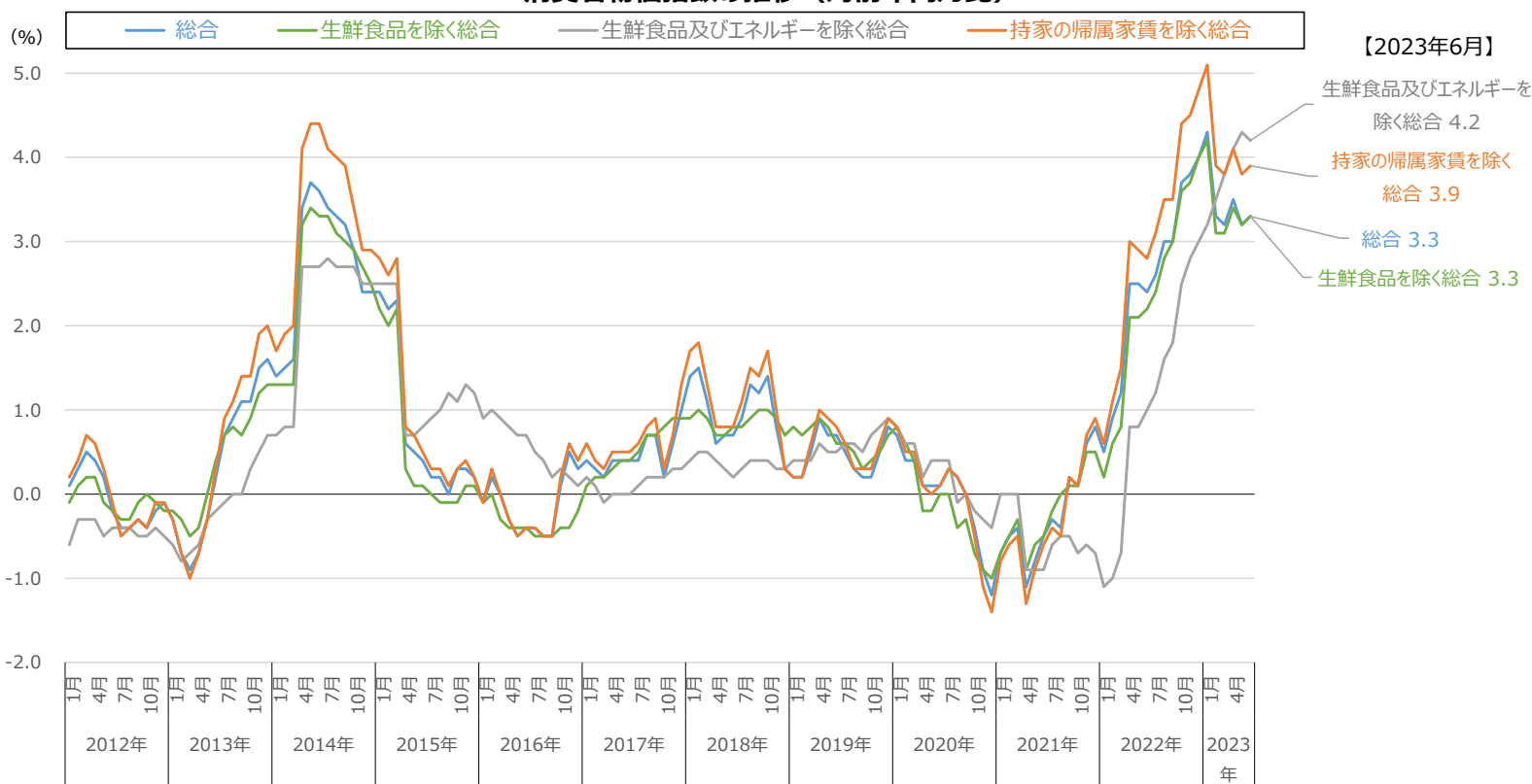
資料出所 総務省「消費者物価指数」

- （注） 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
- 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
- 3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である。
- 4 「令和4年10月～令和5年6月」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

消費者物価指数の推移(対前年同月比)

○ 2023年6月の消費者物価指数の「総合」は+3.3%、「生鮮食品を除く総合」は+3.3%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+4.2%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+3.9%となっている(いずれも対前年同月比)。

消費者物価指数の推移(対前年同月比)



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

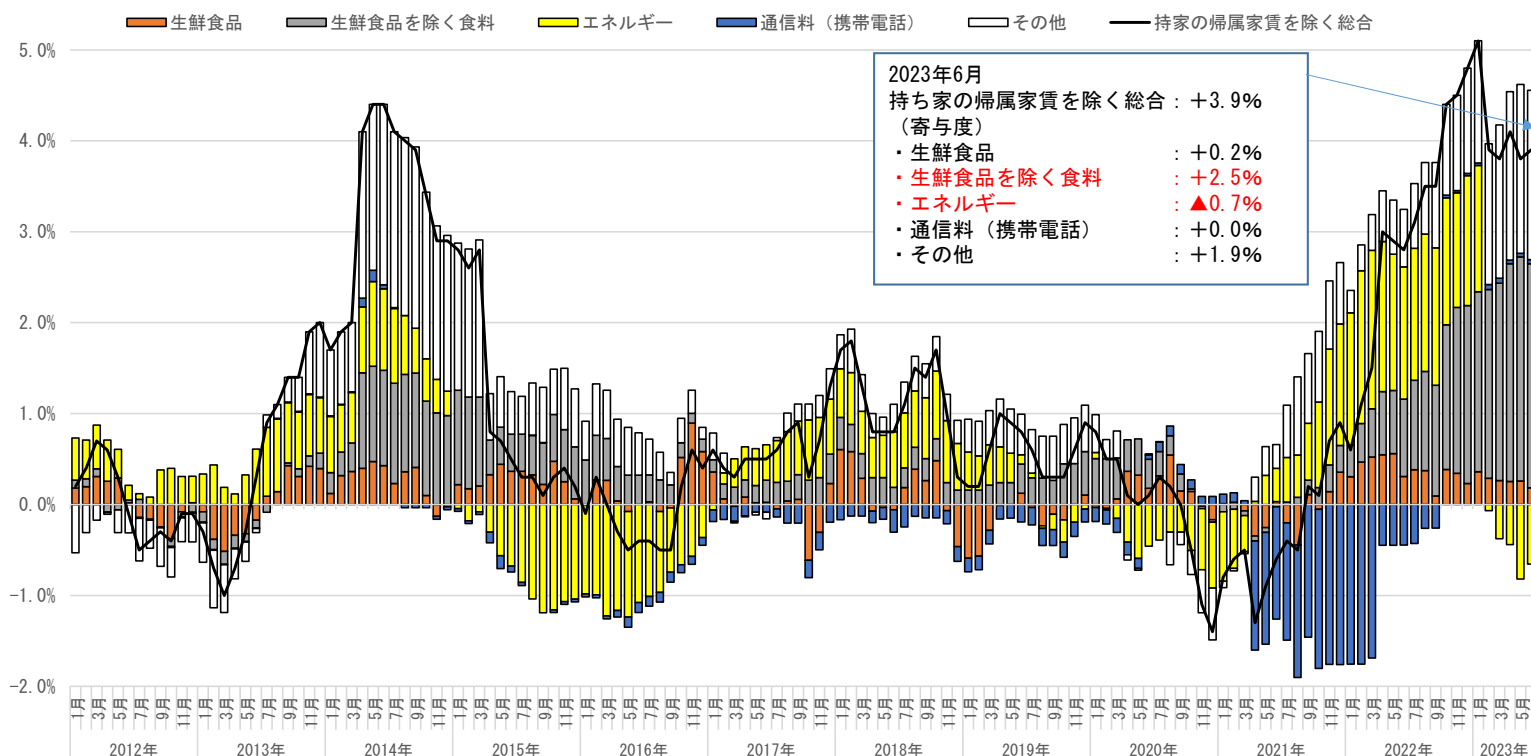
(注) 「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の「総合」に対する影響(寄与度)は-1.00 [試算値]

16

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2023年6月に+3.9%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きく、またエネルギーは-0.7%となっている。

消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)の前年同月比の主な項目別寄与度の推移



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

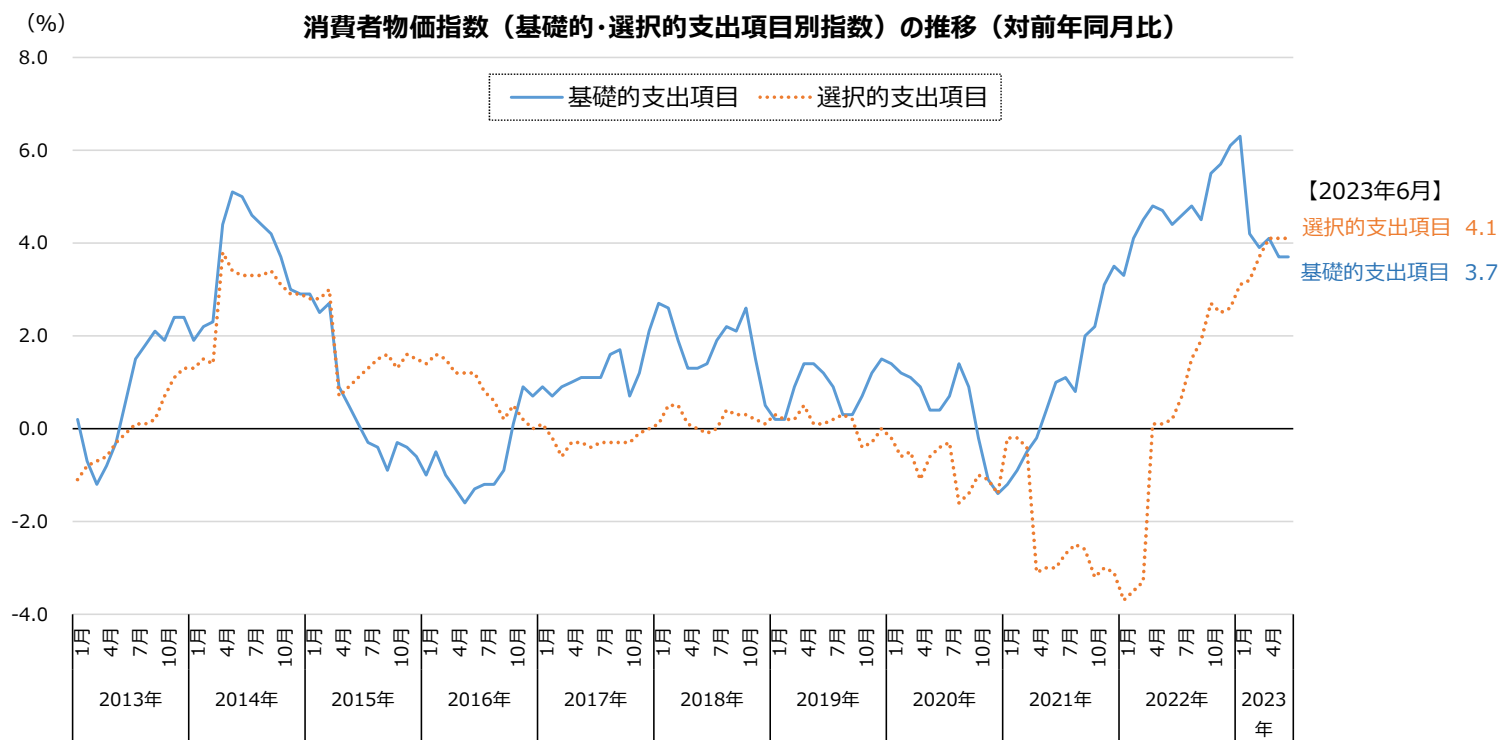
(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウェイト/持家の帰属家賃を除く総合のウェイト×(当月の当該項目の指数-前年同月の当該項目の指数)/前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。

2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。

3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

17

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」(対前年同月比)を見ると、2023年6月では、「基礎的支出項目」は+3.7%、「選択的支出項目」は+4.1%となっている。



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 1. 基礎的支出項目(必需品的なもの)とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。

選択的支出項目（贅沢品的なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。

2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。

3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

18

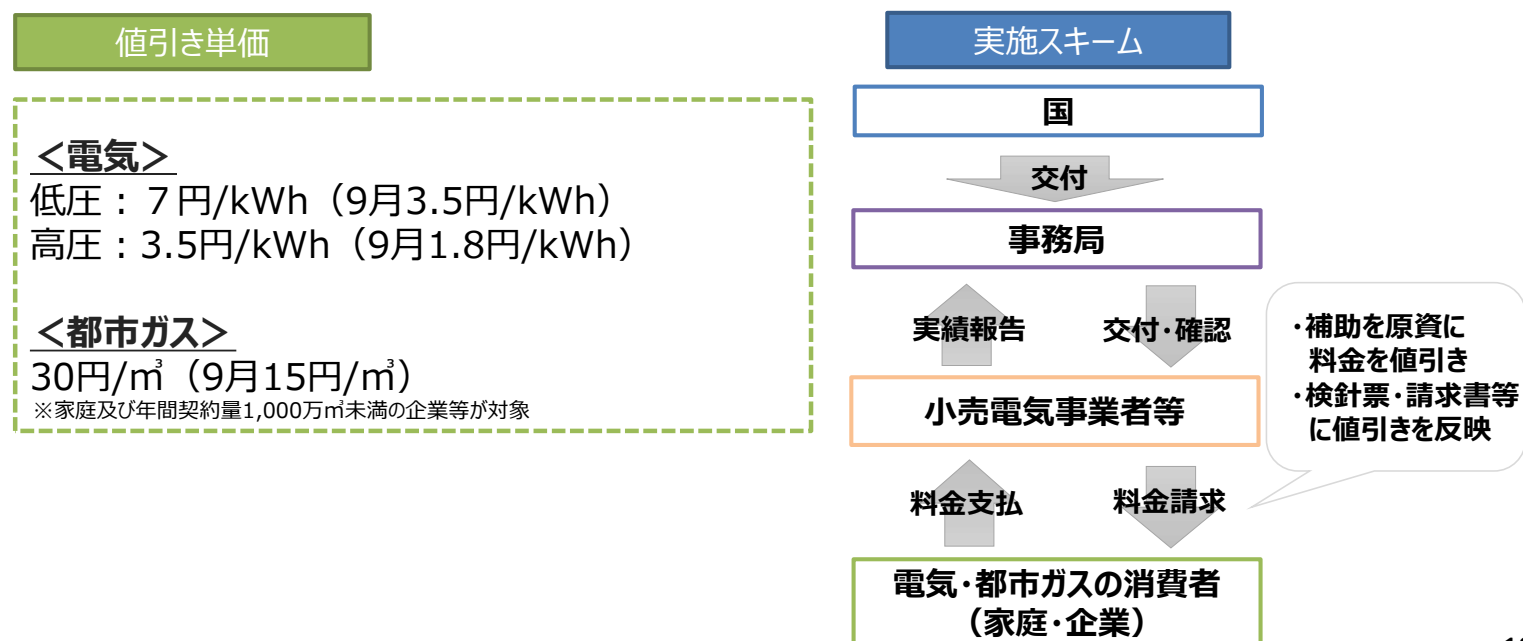
電気・ガス価格激変緩和対策事業

令和5年3月22日物価・賃金・生活総合対策本部資料

- 電気・都市ガスの小売事業者等が、需要家の使用量に応じ、電気・都市ガス料金の値引きを実施。事務局を通じ、電気・都市ガスの小売事業者等へ値引き原資を補助。令和４年度補正予算において、約3.1兆円を計上。
- 支援対象となる家庭・事業者等をもつ全ての電気・都市ガスの小売事業者等をカバーする約950社（電気：約610社、都市ガス：約340社）について交付決定。
- 1月使用分（2月請求分）から電気・都市ガス料金の値引きを開始。

- ・ 支援対象となる家庭・事業者等をもつ全ての電気・都市ガスの小売事業者等をカバーする約950社（電気：約610社、都市ガス：約340社）について交付決定。

- 1月使用分（2月請求分）から電気・都市ガス料金の値引きを開始。



- ・補助を原資に
料金を値引き
- ・検針票・請求書等
に値引きを反映

標準的な家庭における電気料金の試算結果

令和5年5月16日物価問題に関する関係閣僚会議資料（一部改変）

- 料金審査による査定額に、FIT賦課金の低下や激変緩和措置などを加味した場合、標準的な家庭（30A・400kWh／月）における電気料金は、ウクライナ侵攻前（昨年2月）と比べて、全事業者でほぼ同水準又はそれ以下となった。

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
申請前※1 (昨年11月)	15,662円 39円/kWh	13,475円 34円/kWh	14,444円 36円/kWh	14,289円 36円/kWh	11,155円 28円/kWh	12,192円 30円/kWh	13,012円 33円/kWh	12,884円 32円/kWh	11,844円 30円/kWh	14,074円 35円/kWh
申請値※2	20,714円 52円/kWh (+32%)	17,852円 45円/kWh (+32%)	18,458円 46円/kWh (+28%)	—	16,491円 41円/kWh (+48%)	—	17,426円 44円/kWh (+34%)	16,609円 42円/kWh (+29%)	—	20,045円 50円/kWh (+42%)
査定結果※2	▲1,829円 18,885円 (+21%)	▲1,195円 16,657円 (+24%)	▲1,936円 16,522円 (+14%)	—	▲612円 15,879円 (+42%)	—	▲612円 16,814円 (+29%)	▲486円 16,123円 (+25%)	—	▲648円 19,397円 (+38%)
FIT賦課金	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円
燃料費調整 (7月請求分)	▲964円	▲1,208円	▲1,180円	—	▲936円	—	▲1,216円	▲864円	—	▲1,700円
激変緩和措置	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円 + ▲1,200円※3
改定後※2 (7月請求分)	14,301円 36円/kWh (▲9%)	11,829円 30円/kWh (▲12%)	11,722円 29円/kWh (▲19%)	10,818円 27円/kWh (▲24%)	11,323円 28円/kWh (+2%)	8,664円 22円/kWh (▲29%)	11,978円 30円/kWh (▲8%)	11,639円 29円/kWh (▲10%)	8,569円 21円/kWh (▲28%)	12,877円 32円/kWh (▲9%)
【参考】 ウクライナ侵攻前※1 (昨年2月)	14,414円 36円/kWh	12,783円 32円/kWh	12,652円 32円/kWh	11,933円 30円/kWh	11,119円 28円/kWh	12,072円 30円/kWh	12,708円 32円/kWh	12,556円 31円/kWh	11,388円 28円/kWh	13,610円 34円/kWh

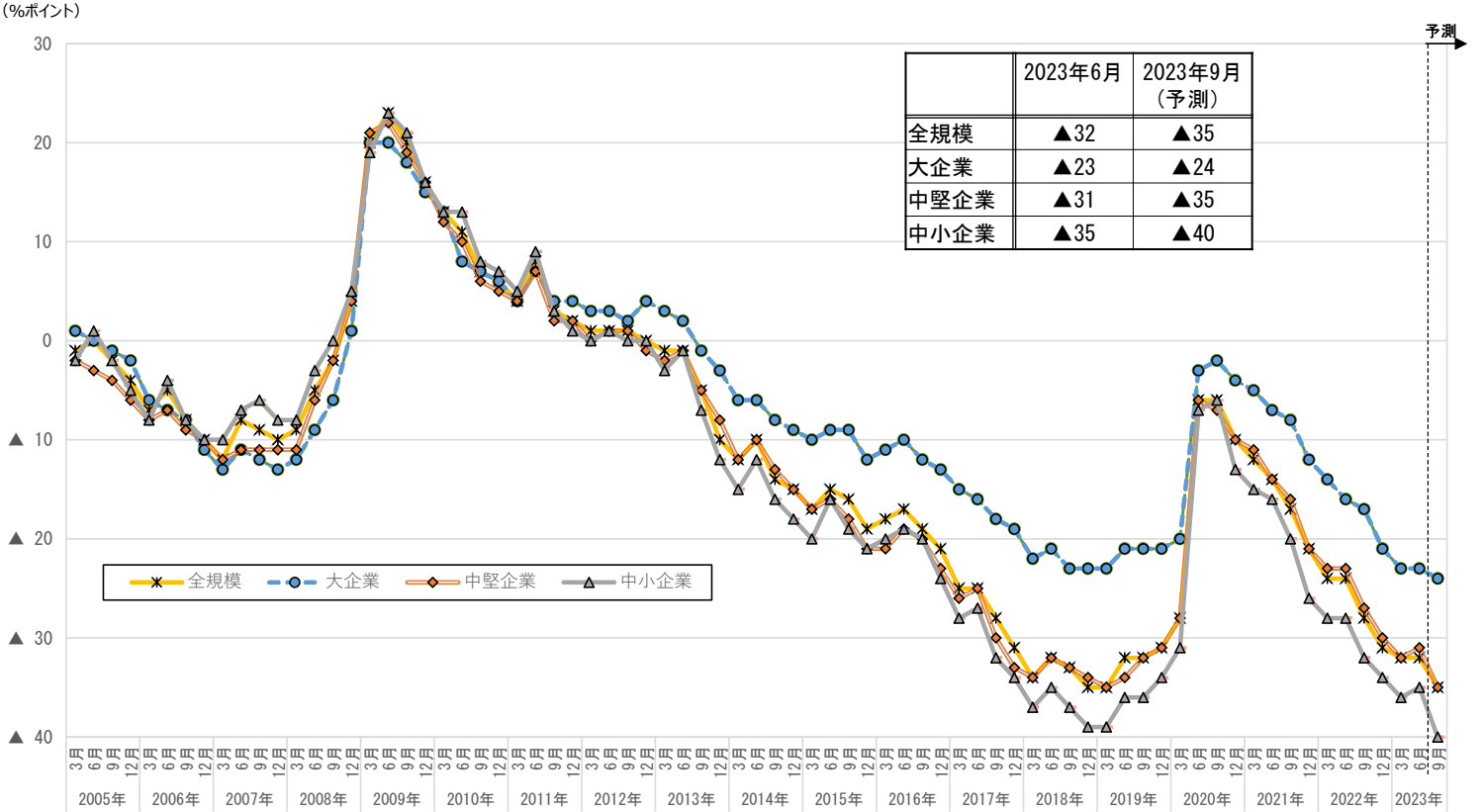
※1：レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を含まない数値。
※2：レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を加味した数値。カッコ内の%は、申請前（昨年11月）からの変化率。
※3：沖縄県において、独自の負担軽減策「沖縄電気料金高騰緊急対策事業」を実施（7月請求分～10月請求分）。低圧は3.0円/kWh（10月請求分は1.5円/kWh）。

20

雇用人員判断D.Iの推移（過剰-不足）

- 2020年9月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業については大企業以上に人手不足感が高まっている。

雇用人員判断D.Iの推移（過剰-不足）



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」
(注) 1. 全産業の数値。
2. 大企業：資本金10億円以上、中堅企業：資本金1億円以上10億円未満、中小企業：資本金2千万円以上1億円未満。

(単位：％)

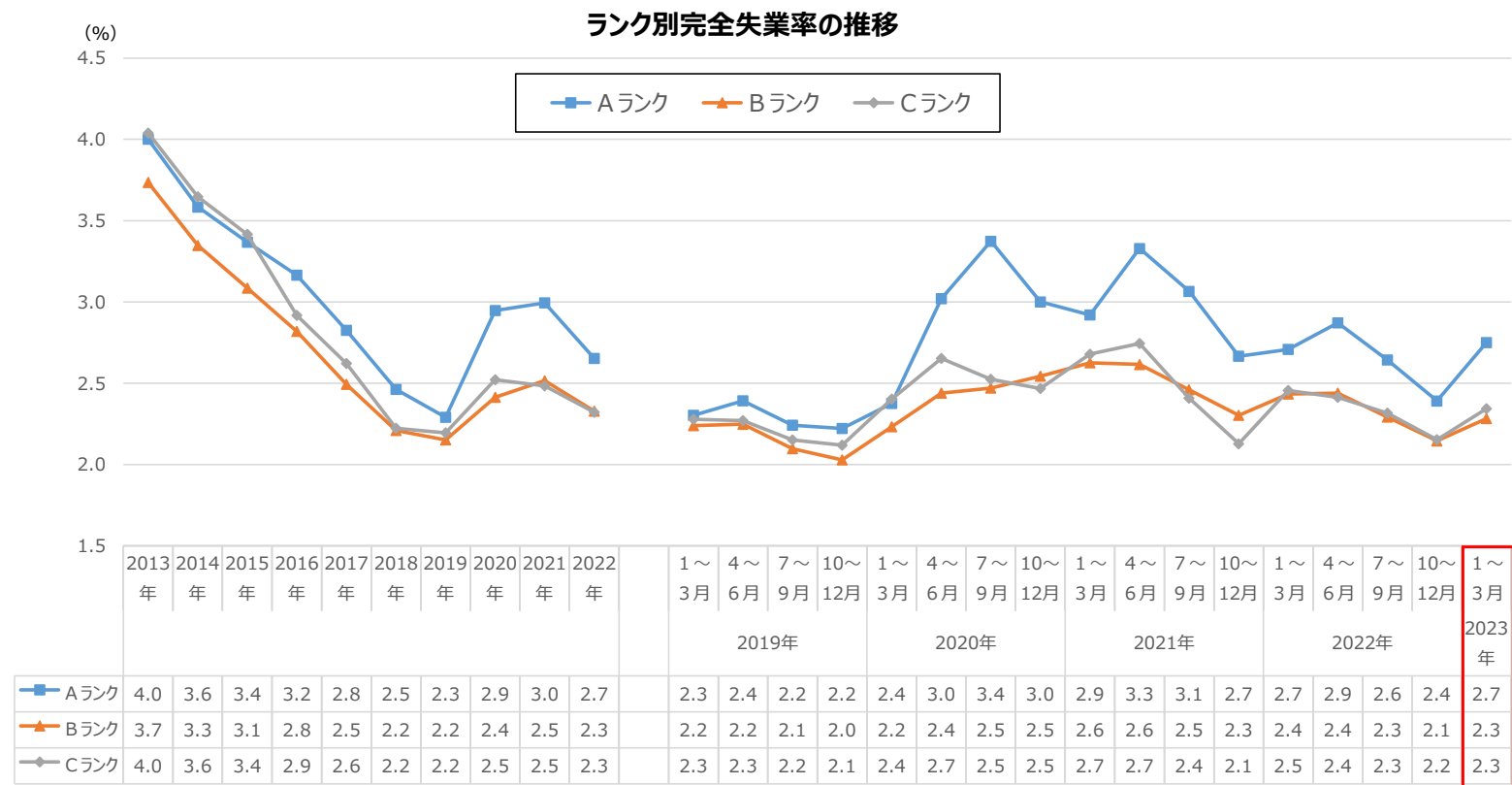
区分	年	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	令和5年					
												1月	2月	3月	4月	5月	6月
全 国		0.5	3.3	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.3	3.0	5.1	3.9	3.8	4.1	3.8	3.9
A ランク		0.4	3.1	1.1	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	3.0	5.5	4.2	4.2	4.3	4.0	4.1
B ランク		0.4	3.3	1.1	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	△ 0.1	△ 0.3	2.8	5.0	3.8	3.7	3.9	3.7	3.8
C ランク		0.4	3.2	0.9	0.1	0.8	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	2.8	4.7	3.6	3.6	3.9	3.7	3.9

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
- 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
- 3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である

ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、このところ緩やかな改善傾向にある。



(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。

(注) 1. モデル推計による都道府県別結果。

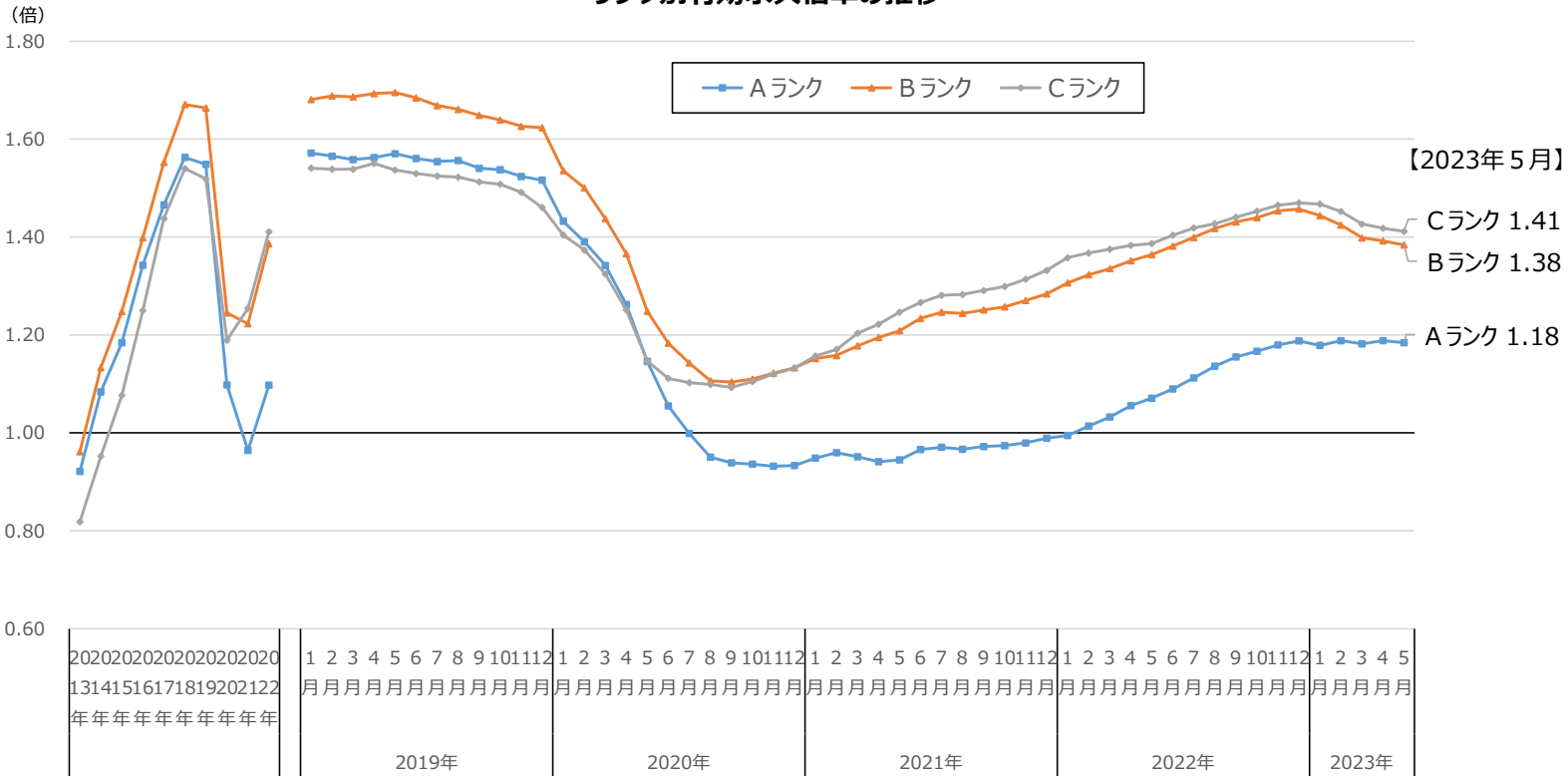
2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別有効求人倍率の推移

- ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横這いとなっている。
- Cランクではコロナ禍前の水準近くまで回復しているが、Aランクではコロナ禍前の水準まで回復していない。

ランク別有効求人倍率の推移

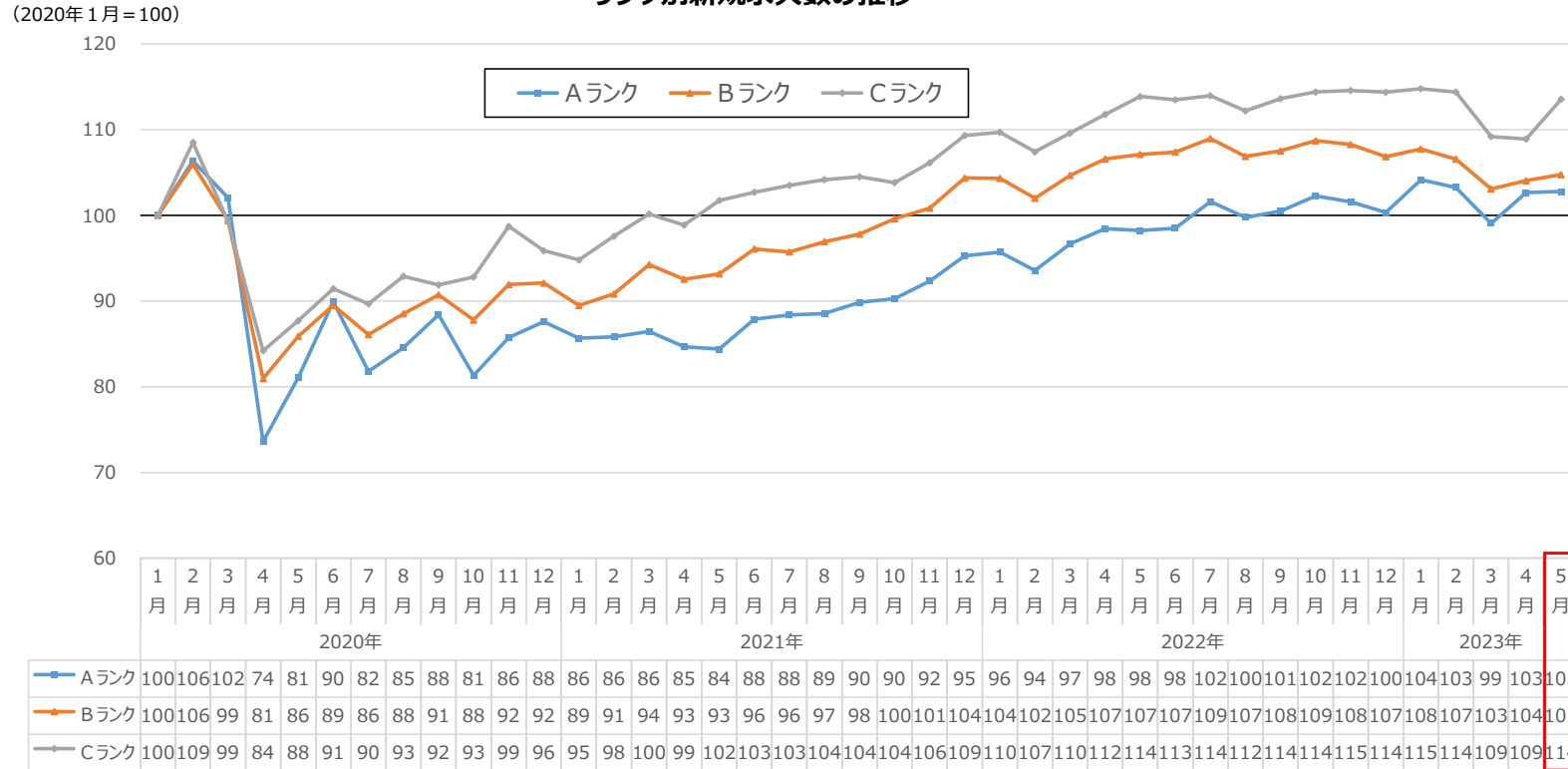


(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数(就業地別)と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別新規求人数の水準の推移

- ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続いており、2023年5月には、各ランクとも2020年1月の水準に上回っている。

ランク別新規求人数の推移



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
(注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。
2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和 5 年 7 月 28 日

1 はじめに

令和 5 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、最低賃金に対する社会的な注目度が年々高まっている中、30 年ぶりの賃上げの流れも受け従来にも増して注目されている状況について述べ、最低賃金法第 1 条にある「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」という法の目的を再認識した議論を行うべきであることを主張した。

本年の春季生活闘争は、コロナ禍で落ち込んだ経済からの回復のみならず、20 年以上にわたる日本社会のデフレマインドを払拭し局面を転換する大きな意味を持った労使交渉であり、この賃上げの成果を、社会へ広く確実に波及させることで、賃上げの流れを中長期に継続する必要があると主張した。

加えて、現在の最低賃金の水準では、2,000 時間働いても年収 200 万円程度といわゆるワーキングプア水準にとどまり、国際的にみても低位であること、連合が公表している「最低限必要な賃金水準」の試算によれば、最も低い県であっても時間単価で 990 円を上回らなければ单身でも生活できないことから、最低賃金は生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げるべきであると主張した。

さらに、2021 年度後半以降の物価上昇が働く者の生活に大きな打撃を与えていること、生活必需品等の切り詰めることができない支出項目の上昇がとりわけ最低賃金近傍で働く者の生活を圧迫していること、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の政策効果により足元の表面上の消費者物価指数の数値が押し下げられていることから、この政策が終了する 10 月以降も見通して議論しなければならないということをも主張した。

また、労働市場でも募集賃金の上昇が見られるが、これは労働力人口が減少する現下の環境において、企業が存続・発展に向けて賃上げを通じた人材確保に重きを置いていることの現れであり、この点も本年度の目安の決定にあたり考慮すべきであること、人材不足が顕著な中小企業・零細事業所においてこそ、むしろ人材確保・定着の観点で最低賃金を含む賃上げが急務であることを主張した。なお、就業調整

問題については、労働組合としても税・社会保険の正しい知識の周知などを進めており、最低賃金を上げていっても就業調整が起こらないようにしていくことが重要だと主張した。

加えて、地域間格差をこれ以上放置すれば、労働力の流出により、地方・地域経済への悪影響が懸念される。雇用指標の状況なども鑑みれば、とりわけB・Cランクにおける引上げ、格差是正が実現するよう意識すべきであると主張した。

以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給 1,000 円」への到達に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、あわせて、地域間格差の是正につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、中小企業を取り巻く状況について、足元の物価動向は高い数値であるものの、国内企業物価指数は消費者物価指数より高い水準であることや、業況判断D Iは上昇しているものの、マイナス圏で推移するほか、先行きについては悪化を見込んでいる業種が多くなっていること、また、小規模事業者の景況感は大規模事業者と比べて回復が遅れていることを主張した。

加えて、ゼロゼロ融資の本格的な返済も始まったことなどを受けて、上半期の倒産も全業種にわたり増加し、傾向として小規模企業の倒産が多い状況にあるとの認識を示した。

また、今年の春季労使交渉では、中小企業を含め多くの企業が大幅な賃金引上げを実施しているものの、労働需給のひっ迫を背景として、人材確保・定着のために、業績が改善していないにもかかわらず賃金を引き上げた中小企業が一定程度存在していることを考慮すべきであると訴えた。

加えて、最低賃金の大幅な引上げとなれば、地域住民の生活と雇用を支えるセーフティーネットでもある地方の中小企業を中心に、経営上の負担感の増大やコスト増に耐えかねた廃業・倒産が増加するとの懸念があると述べた。

また、いわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われることで、特に年末の繁忙期等において人手不足に拍車がかかっているだけでなく、近年の最低賃金額の大幅な引上げが、労働者の実質的な所得向上につながっていない事例も生じていると指摘した。

さらに、地域別最低賃金は、企業の業績や価格転嫁の状況に関係なく適用される、罰則付きの強行法であることから、最低賃金引上げの影響を受けやすい中小企業が置かれている厳しい経営状況を十分に踏まえた審議が不可欠であり、「通常の事業の賃金支払能力」を超えた過度の引上げ負担を担わせない配慮が必要であると主張した。

今年度の最低賃金を引き上げることの必要性は理解しており、加えて、今年度は、目安のランク区分が4から3に変更されて初めての目安審議であり、地域間格差の是正の観点も踏まえた検討が求められていることも認識していると述べた。

また、中小企業の「賃金支払能力」を高め、足元の賃上げの流れを「自発的かつ持続的な賃上げ」につなげていくことが重要であり、価格転嫁と生産性向上の取組みを粘り強く推進していくことが不可欠であると主張した。

以上を踏まえ、今年度の目安審議においても、3要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果」の、とりわけ「第4表」の賃金上昇率の結果を最も重視するとの認識を示した。その上で、企業物価の動向、従業員への人件費の原資を含めたマークアップを確保するための価格転嫁の遅れなど、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえながら、事業の継続・存続と従業員の雇用維持の観点から、様々なデータに基づいて審議を尽くし、全国の企業経営者に対して納得感のある目安を示す責務があることを強調するとともに、「10月1日発効」を前提とした審議スケジュールに必要以上にとらわれることなく、慎重の上にも慎重な議論を重ねていきたいと主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、令和5年全員協議会報告の1（2）で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、加えて、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」に留意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性に

については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）・「改正振興基準」（令和4年7月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

（以下、別紙1と同じ）

令和5年度岩手地方最低賃金審議会
岩手県最低賃金専門部会委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等
公益代表委員	細 田 清	岩手日報社論説委員会 副委員長
	丸 山 仁	岩手大学 教授
	渡 部 あさみ	岩手大学 准教授
労働者代表委員	佐々木 正 人	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長
	原 利 光	JAM青森岩手県連絡会 事務局長
	山 田 清 秋	UAゼンセン岩手県支部 支部長
使用者代表委員	熊 谷 敏 裕	岩手県商工会連合会 専務理事
	藤 田 芳 男	一般社団法人岩手県経営者協会 専務理事
	松 川 顕	盛岡ガス株式会社 常務取締役

(五十音順)

令和5年度岩手地方最低賃金審議会開催計画（修正案）

R5.8.1

令和3年度	令和4年度 岩手地方最低賃金審議会開催計画				令和5年度 岩手地方最低賃金審議会開催計画			
月 日	月 日	時 刻	本審及び部会別	備 考	月 日	時 刻	本審及び部会別	備 考
5月21日(金)	5月25日(水)	15:00	第1回公益委員会議	審議会の運営等	R5.5.19(金)	14:30	第1回公益委員会議	審議会の運営等
—	—	—	—	—	—	—	—	—
6月11日(火)	6月3日(金)	10:00	第1回本審	審議会の運営等	R5.6.7(水)	10:00	第1回本審	審議会の運営等
	6月20日(月)	1 日	実地視察	内陸南部、飲食業	R5.6.16(金)	1 日	実地視察	岩泉町、製造業
6月22日(火)	6月28日(火)		中央最賃審 (目安小委員会)	目安諮問	6月下旬		中央最賃審 (目安小委員会)	目安諮問
—	—	—	—	—	—	—	—	—
7月2日(金)	7月1日(金)	13:00	第2回本審	県最賃諮問	R5.7.4(火)	13:30	第2回本審	県最賃諮問
—	—	—	—	—	—	—	—	—
7月16日(金)	8月2日(火)		中央最賃審	目安答申	7月下旬		中央最賃審	目安答申
7月28日(水)	8月5日(金)	15:30	第3回本審	目安伝達 行政機関概況説明 主要指標説明	R5.8.1(火)	13:30	第3回本審	目安伝達 行政機関概況説明 主要指標説明
7月29日(木)	8月8日(月)	13:30	①県最賃専門部会	部会長、代理の選出 参考人意見聴取 労使の基本的考え方	R5.8.2(水)	13:30	①県最賃専門部会	部会長、代理の選出 参考人意見聴取 労使の基本的考え方
8月2日(月)	8月19日(金)	10:00	②県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議	R5.8.3(木)	13:30	②県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議
8月4日(水)	8月22日(月)	13:30	③県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議	R5.8.4(金)	16:00	③県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議
8月5日(木)			④県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議 結 審	R5.8.7(月)	13:30	④県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議 結 審
8月6日(金)	8月23日(火)	10:00	第4回本審	県最賃審議、採決、答申 特定最賃必要性諮問 特別小委員会設置	R5.8.8(火)	10:00	第4回本審	県最賃審議、採決、答申 特定最賃必要性諮問 特別小委員会設置
8月18日(水)	9月7日(水)	10:00	第1回特別小委員会	特定最賃必要性審議	R5.8.21(月)	10:00	第1回特別小委員会	特定最賃必要性審議
8月23日(月)			第2回特別小委員会	特定最賃必要性審議			予備日 第2回特別小委員会	特定最賃必要性審議
8月24日(火)	9月8日(木)	10:00	第5回本審	県最賃異議諮問、審議、採決、答申 特定最賃必要性審議、採決、答申 特定最賃改正決定諮問 特定最賃各専門部会設置	R5.8.24(木)	10:00	第5回本審	県最賃異議諮問、審議、採決、答申 特定最賃必要性審議、採決、答申 特定最賃改正決定諮問 特定最賃各専門部会設置
9月24日(金)	10月7日(金)	10:00	①産別合同部会	部会長、代理の選出 主要指標説明 審議日程の調整			①産別合同部会	部会長、代理の選出 主要指標説明 審議日程の調整
10月20日(水)	10月21日(金)	13:00	②鉄鋼	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②鉄鋼	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月27日(水)	10月31日(月)	12:30	③鉄鋼	金額審議 結 審			③鉄鋼	金額審議 結 審
10月8日(金)	10月13日(木)	10:00	②光学	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②光学	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月22日(金)	10月25日(火)	9:00	③光学	金額審議 結 審			③光学	金額審議 結 審
10月6日(水)	10月18日(火)	15:00	②電気	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②電気	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月22日(金)	10月31日(月)	8:00	③電気	金額審議 結 審			③電気	金額審議 結 審
10月7日(木)	10月18日(火)	12:00	②自動車	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②自動車	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月19日(火)	10月27日(木)	9:00	③自動車	金額審議 結 審			③自動車	金額審議 結 審
10月28日(木)	11月1日(火)	15:00	第6回本審	特定最賃審議、採決、答申			第6回本審	特定最賃審議、採決、答申
11月15日(月)	11月18日(金)	10:00	第7回本審	特定最賃異議諮問、審議、採決、答申			第7回本審	特定最賃異議諮問、審議、採決、答申
	12月14日(水)	10:00	第1回運営小委員会	特別小委員会(特賃必要性審議) での 関係労使の参考人意見聴取につ				
1月13日(木)	1月24日(火)	15:30	第2回公益委員会議	審議の課題及びあり方 次年度の審議日程			第2回公益委員会議	審議の課題及びあり方 次年度の審議日程
3月22日(火)	3月17日(金)	10:00	第8回本審	産別意向表明 意向表明に対する意見交換 次年度の審議計画(案)			第8回本審	産別意向表明 意向表明に対する意見交換 次年度の審議計画(案)

2023年7月10日

岩手労働局 局長殿

東北全労協

議長

坪井 俊長

全国一般全国協議会

中央執行委員長

平賀雄次郎

共生ユニオンいわて

代表

岩見 千丈



物価高騰及びランク区分を3区分に減した決定を受けての 申し入れ書

1 中央最低賃金審議会は今年4月6日、「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」を取りまとめ、最低賃金の目安額を示す都道府県のランク区分について、現在の4区分を3区分に減らすことを決めました。1978年に現在のランク制度が始まってから、各県が所属するランクの見直しは何度か実施されてきましたが、ランク数の変更は初めてとなります。この目的は最低賃金の地域間格差を是正することです。

最低賃金に地域間格差があること自体問題であり、早急な全国一律最賃制度の確立が求められますが、ランク数を減らして格差是正の努力を行ったことは評価します。

2 今年1月の消費者物価指数は総合で4.3%、生活必需品など基礎支出で6.3%の上昇でした（昨年同月比）。物価上昇率よりも低い最低賃金の改定は、実質的な最賃引き下げであり大問題です。このところ株価は連日上がって近年の最高値を更新しています。しかし、労働者の生活は日増しに悪化しています。

今各県で地方審議会が始まっています。審議においては、今日の物価情勢を念頭に十分議論しつくし、非正規労働者をはじめとする低賃金労働者が生きていけるような引き上げを行うべきです。

3 労働局への申し入れ（質問）事項

- (1) 新区分において岩手県はDランクからCランクになるというが、「総合指数」等、Cランクに位置付ける理由を説明いただきたい。
- (2) 今後の見直しの時期が5年後の2028年とされた。しかし毎年ランク数の見直しを行うべきであり、5年後とする理由を説明いただきたい。
- (3) 昨年10月の最賃引き上げ率が物価上昇率に達せず、今年春の全体の賃上げ率も物価上昇率に達していない状況である。最賃引き上げが物価上昇以上でないと最賃改定の実効性を欠くと考えますが、ご意見をうかがいたい。

以上



2023年7月18日

岩 手 労 働 局
局 長 栗 村 勝 行 様
岩手地方最低賃金審議会
会 長 丸 山 仁 様

日本労働組合総連合会岩手県連合会
会 長 佐々木 秀市
日本労働組合総連合会岩手県連合会
労働局長 山田 清秋

2023年度岩手地方最低賃金の改正に関する職場決議について

標記の職場決議について以下の内容にて要請いたします。

9 1 6 筆



岩手地方最低賃金審議会

会 長 丸 山 仁 様

2023 年度 岩手地方最低賃金の改正に関する要請書【職場決議】

最低賃金の改善に向けご努力いただいている貴職をはじめ審議会関係者の皆様に敬意を表します。

最低賃金は「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上等に資する」ことを目的とされています。

この間、関係者の努力により、本県でも最低賃金の改善が図られてきましたが、政府においては、物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和4年10月28日閣議決定）において、非正規雇用労働者の待遇の根本的改善をはかるため、同一労働同一賃金の遵守を一層徹底するほか、最低賃金について、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に全国加重平均が1,000円以上となることを目指し、引き上げに取り組むとしています。さらに、賃上げの促進、労働移動の円滑化、人への投資の強化を一体的に進めるとしている中において、本県の最低賃金は現在854円と過去最高の33円の引き上げとなったものの、全国下位にとどまっています。

このことは、中央との格差拡大が懸念され、子どもの貧困や教育格差、人手不足が深刻化する中において人材確保をさらに厳しくしている等の要因になっています。

岩手県議会においても、本年3月23日「早期に1,000円以上を目指した引き上げを行うこと」をはじめとする「令和5年度岩手県最低賃金改正等に関する意見書」が採択され、貴職並びに岩手労働局長あてに提出されています。

また、中央最低賃金審議会では、今年4月6日、約2年にわたる公労使によるランク制度の見直しで、4ランク制から3ランク制へ移行が決定、地域間格差是正の第一歩となりうる大きな見直しがはかられています。

このような状況から、今年度の岩手地方最低賃金の改正にあたり、職場決議として次の事項を強く要請いたします。

1. 国の度重なる「全国加重平均1,000円以上を目指す」との方針、岩手県議会の意見書等にそって、地方最低賃金の引き上げを行い、早期に1,000円以上を実現すること。
2. 中央最低賃金審議会においてランク見直し（4ランクから3ランクへ）となったことから、見直しの主旨に沿って、中央との格差是正や最低賃金の底上げがはかられるよう審議すること。
3. 特定（産業別）最低賃金の改正については、一部業種で据え置かれている現状があるが、特定最低賃金の目的にそって適切な審議を行い、引き上げを行うこと。

2023年 6月 24日

組織名 JAM北東北青森岩手県連絡会



代表者 会長 佐々木



2023年7月20日

岩手地方の最低賃金を直ちに1500円以上に引き上げ、
地域間格差の解消を求める請願署名

1 5 0 筆

岩手県労働組合連合会（いわて労連）

〒020-0015 岩手県盛岡市本町通2丁目1番36号浅沼ビル5F

Tel 019-625-9191 Fax 019-654-5092

岩手地方の最低賃金を直ちに1500円以上に引き上げ、 地域間格差の解消を求める請願署名

岩手地方最低賃金審議会 会長 丸山 仁 殿
厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

■ 請 願 趣 旨 ■

日本の最低賃金は、2022年の改定では、最高の東京都が1,072円、最低の10県は853円と219円もの格差があります。本県の最低賃金854円とは218円もの開きがあり、月額12.8万円（月150時間）にしかありません。歴史的な物価高騰のもと、この額ではまともな生活はできず、長時間労働か、より賃金の高い地方で働からざるをえません。

全労連と地方組織が取り組んでいる「最低生計費試算調査」によれば、1人の若い労働者が自立して人間らしく暮らすには、全国どこでも月額24万円、時給1,500円以上（月150時間）が必要であり、都市部と地方との差はほとんどないことを明らかにしてきました。私たちは、労働者の所得を底上げし、地域経済をあたため、人口減少に歯止めをかける確かな道として、最低賃金法を改正し、誰もが人間らしい暮らしができる全国一律最低賃金制度の創設を求めるとともに、最低賃金「1,500円以上」を求めています。

あわせて、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置が求められています。公正取引ルールの確立や社会保険料の減免のほか、原材料費の高騰が続くなかで諸経費が価格に適正に反映される仕組みなどの整備を求めます。

■ 請 願 項 目 ■

1. 岩手地方の最低賃金を直ちに1500円以上に引き上げ、地域間格差を解消すること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業に対する支援を行うこと。

氏 名	住 所
[Redacted Signature Area]	

※ この署名用紙は、関係行政への要請以外の目的に個人情報が利用されることは一切ありません

【取扱団体】 岩手県労働組合連合会（いわて労連） ・ 国民春闘共闘岩手県共闘会議

2023年7月20日

岩手地方最低賃金の引き上げを求める寄せ書き

2 2 枚

岩手県労働組合連合会（いわて労連）

〒020-0015 岩手県盛岡市本町通2丁目1番36号浅沼ビル5F

Tel 019-625-9191 Fax 019-654-5092

岩手地方最低賃金審議会 様

最高1,500円にほしい。
中小企業に直接支援
をほしい

健康で文化的な生活を
していくために
最低賃金の大幅な引き上げを
してください！

賃金の引き上げを
本気で考えてください！！
自分だけはいいからではなく
労働者、岩手県をを考えてください！
生活できる賃金を！！
ゆとりのもてる賃金に！！

最低賃金を
大幅に引き上げて
ください

物価高から暮らしと地域
を守るために

もともにくらせる
賃金を！！

全国と一緒で生活に支
えきれない賃金は同じです！

2023年 6月 30日

盛岡地域 労働組合

職場

岩手地方最低賃金審議会 様

物価が上がっても
給料は上がりません。
最低賃金 1500円
ほしいです。

増税のための賃上げでは
ないはず。
いい加減可処分所得が
増えるだけの賃上げをして下さい。
このまま経済が回らない
ありません。

ガリリニもどわり。食品も
上がりなび最低賃金は上が
らばいいのぶすかい
光熱費、生活必需品の値上
に苦勞している理解をお
願ひします。

最低賃金を
大幅に引き上げて
ください

物価高から暮らしと地域
を守るために

地域病院に職員がきて
大幅な賃上げをお願いする

子育て支援前に
結婚して養育費を
られる賃金を！

値上げラッシュにより生活は大変な
状況です。今後を見据えて大幅な
賃上げをお願いします

物価高に賃金が追いついて
いません。早急な対策を

ガリリンが高くて通勤が大変。
他の物価も上がり続けています。
早急な対応をお願いします!!

1日8時間働いたら、
人間らしく暮らせる
賃金を!! これでは
少子化は加速する
一方です!!
日本の将来を本気で
考えてください。

増税の前に賃上げを。
大幅引き上げ、いつまでも
今でしょ!!

2023年 7 月 15 日

岩手県 医療局 労働組合 支部長会 職場

「生きる」ことを選べる
最低賃金を! 「生きる
ほうが辛い生活って、
ありますか?
若者を守る賃金にして
下さい。

岩手地方最低賃金審議会 様

最賃を引き上げてこそ
経済の活性化が
[redacted]

最賃は国民生活の基礎
だと思います。不況脱出の
ためにも是非1500円の
実現を。
[redacted]

現在で最賃時給一五〇円以下は、
生活苦の強要と同じ。岩手の恥、
日本の恥。すくなく引き上げを
求める。

854円では
定い！暮らしはいい！
[redacted]

最低賃金を
大幅に引き上げて
ください

物価高から暮らしと地域
を守るために

1500円へ実現で
経済活性化を！
[redacted]

854円は定すぎる
家族と共に辛く
暮らせる大い賃上げを！
[redacted]

健康で文化的な
生活を。誰にでも。
[redacted]

実際に暮せる賃金のため
最賃引き上げを
[redacted]

いわて労働相談センター
2023年 6 月 9 日

ひとり親世帯の約44%は
貧困です。854円で、どうやって
まともに暮らせればいいですか？
大幅に引き上げを求めます
[redacted]

労働組合

職場

岩手地方最低賃金審議会 様

「おつとめ品」でえ手がで「よい...
もう節約するものがありません。

節約したつもりでも
支出は多くてよりむかしいです。

値上げ・値上げで賃金の
エサ幅とは合いません生活が
まひくはっている。

働いて(働いて)、
値上げにおいしく賃金の
引き上げがないと、不安です。

値上げ・値上げで、将来が不安です
最低賃金を上げて下さい

最低賃金を
大幅に引き上げて
ください

物価高から暮らしと地域
を守るために

七かりつめらふものはありたい
値上げ 親をふんざける。
物価に合わせた賃金引き上げを。

賃金の地域間格差を
無くして裕しい。

楽しみだった買い物がストレスに...
価格を見ては、ため息ばかり。
働く張り合いが欲しいです。

値上げラッシュでうんざりです。
最低賃金を上げてほしいです。

2023年 月 日

いわて生協労働組合 労働組合 事業本部 職場

岩手地方最低賃金審議会 様

全国 どこでも 一律に!

岩手の冬は寒さが厳しいです!
灯油価格の上昇でも
安心して暮らせるように
賃金を上げて下さい!

最低賃金を
大幅に引き上げて
ください

物価高から暮らしと地域
を守るために

物価上昇で
生活費が.....
大変です.....

人口減少に歯止めをかける為に
最低賃金を上げて下さい!

2023年 月 日

いわて生協労働組合 労働組合 ~~岩手県~~ 職場

岩手地方最低賃金審議会 様

・ 審議会の方々に最低賃金で
1ヶ月でいいので、生活して
みてほしい!!

・ 物価が極端に上昇し
生活費を切り詰めるの
にも限界がある

・ 都市と地方で最低賃金
違うのはおかしい!
地方は地方でお金かかるのに!!!
(車の維持費等)

・ 物価が上昇しても、生活の為に必要な
経費は抑えるわけには いかない!
それに見合った賃金の保障をしてほしい!

最低賃金を
大幅に引き上げて
ください

物価高から暮らしと地域
を守るために

最低賃金の底上げも
実行し、少しでも生活が
豊かになるような環境
に早くしてほしい!

物価上昇に合わせた賃金も!
じゃなきゃもう生活できない!

2023年 7 月 10 日

いわて生協労働組合

労働組合

住みと暮らしのササセター
イオシヤ事業部 職場

岩手地方最低賃金審議会 様

もともと楽に
楽に暮らした〜い。
人間らしく豊かに

最低賃金を
大幅に引き上げて
ください

物価高から暮らしと地域
を守るために

収入は増えないのに物価は上がり、
産む、子育てしづらい世の中になってきました。
企業から、少子高齢化対策をしていくと言っ
ていますが、賃金をまず上げて下さい。

最低賃金の底は1円です。
希望を持って働きたい。
やりがいを持って。

最低賃金の引き上げ
をお願いします!!

企業は大変かもしれない
けど、痛み無くして改革
なし!です。も既に限界の
人もいます。賃金を上げて
下さい!

最低賃金の引き上げで、
「明日も仕事が頑張れる!!」
と楽しく働きたいです。

パートと臨時とアルバイトと
すべての労働者に
賃金差正等!!

最低賃金の引き上げ
で生活を楽に!!

お気に入りの加工食品が
50円も値上がりしました。
賃金上がらなかつたら
食べるのにも困ってしまう。
大企業ばかり賃金上がった
庶民は大変です...

物価高でいろいろなことを
がまんする毎日です。
どうか最低賃金を
上げて下さい!!

2023年 月 日

いわて生協労働組合 労働組合 経理チーム 職場

岩手地方最低賃金審議会 様

130万(106万)内額を
なんとかして下さい。

最低賃金を
大幅に引き上げて
ください

物価高から暮らしと地域
を守るために

2023年 7 月 8 日

いわて生協労働組合 労働組合 総務部 職場

岩手地方最低賃金審議会 様

①給料が安いから、みんな岩手を出ていってしまう!!
老若男女 みな一律に上げてほしい、

最低賃金を上げて
暮らしやすい地域に
してほしい。

最低賃金をもっと
上げてほしい。

働きやすい環境で
家事との両立を目指したい

最低賃金を上げてほ
しいです。

**最低賃金を
大幅に引き上げて
ください**

**物価高から暮らしと地域
を守るために**

賃金を上げて
短時間の労働で
自分の時間を充実
させたいです!!

賃金も上がり 福利厚生も
しっかり充実させてほしい。

賃金を上げた余裕
のあり暮らしをしたい
です。

時給も上げてほしいです。

物価も上がり生活が大変です。

2023年 月 日

いわて生協労働組合 労働組合セキタ 職場

岩手地方最低賃金審議会 様

仕事の終了時間が遅過ぎます。
毎日、20時頃になっているのはおかしい。
労働時間もながいので身体がキツイ。
寝て起しても疲れがとれていません。

働く時間が長くなっている
97・103円に上げるのは
大変です。

最低賃金を
大幅に引き上げて
ください

物価高から暮らしと地域
を守るために

契約時間を守って
ほしい。賃金が上っても
上限が決まっているので
働く時間が限られます。

最低賃金 up して下さい。
物価上がり、ますます
生活が苦しくなっています!!

働き方改革をして下さい。
色々なところにしめどろが
きています。

・物価上昇で、最低賃金では
生活が苦しいです!
地方、働きはなごさんで
かまんの雇用です!!

2023年 月 日

いわて生協労働組合 労働組合セオセオ 職場

岩手地方最低賃金審議会 様

私たちの生活を守って下さい。
僕たちの生活を守って下さい。

賃金アップをお願いします。

最低賃金のアップをお願いします。

物価に伴った
賃金にしてほしい

最低賃金を
大幅に引き上げて
ください

物価高いよ。

物価高から暮らしと地域
を守るために

それでもっ!!

最低賃金を引き上げて下さい。

見せてもらおう。審議会の性能とやらを。

支払が追いつかないです。

2023年 7 月 7 日

いわて生協労働組合 労働組合にのりまー 職場

岩手地方最低賃金審議会 様

物価に見合,た賃上げを!

最低賃金を
大幅に引き上げて
ください

物価高から暮らしと地域
を守るために

2023年 7 月 11日

いわて生協労働組合 労働組合 ~~岩手県~~ 職場

岩手地方最低賃金審議会 様

物価も上がるので
賃金も上げて
欲しいです

時給up!
お願いします

時給1,000円!!
なんとかお願いしたい。

値上げ/値上げ/
何もかも値上げ!!
時給も上げろ!

最低賃金を
大幅に引き上げて
ください

物価高から暮らしと地域
を守るために

最低賃金UP↑を
よくお願いします!!
切実です!!!

103万問題が
ネックです。

1,000円まで
最低でもあげたいです。
生活まがいーお

物価高で
生活が
厳しく
時給1000円以上

2023年 7月 3 日

いわて生協労働組合 労働組合 岩手県光栄会 職場

岩手地方最低賃金審議会 様

全国に比べて岩手県の最低賃金は
低いと思う
物価だけが上がる一方で給料は
変わらないのは生活が厳しい

電気料金など、いろいろ値上がり
しているのだから最低賃金を引き上げて
ほしいと思います

最低賃金を
大幅に引き上げて
ください

物価高から暮らしと地域
を守るために

2023年 7 月 9 日

いわて生協労働組合

労働組合

コアポテン
サービス

職場

岩手地方最低賃金審議会 様

生活用品 - 食品の
値上げで生活は
本当に苦しいです。
皆、平等の生活の
為、最低賃金を
上げて下さい!!

生活用品値上げの為
最低賃金を上げて下さい。

生活が苦しくなっている
ので最低賃金を上げて
下さい

生活に必要な(食品、電気、
ガソリン...)値上げが
多いです。
本当に生活が苦しく
なっています。
最低賃金を上げて
下さい。

最低賃金を
大幅に引き上げて
ください

物価高から暮らしと地域
を守るために

物価が上がっている分
最低賃金に反映させて
下さい。

物価がどんどん
上がって最低賃金
を上げて下さい。

市
すばい勢いで物価が色々
上がって来ているので

賃金も上げて欲しいです

でないと大変です
2023年 7 月 9 日

いわて生協労働組合

労働組合

ペナルティの
現場

職場

岩手地方最低賃金審議会 様

いふふと値上げになり
生活が苦しい!!
お願ひします。

最低賃金を
大幅に引き上げて
ください

物価高から暮らしと地域
を守るために

食品もガソリンも
生活に関わるほとんどが
値上げになり、毎日のように
何かをがまんしたりあきらめた...
こまごま貯蓄ができません
将来が不安です。

どうか最低賃金の引上げを
よろしくお願いします。

ガソリン代も高くなり...
電気代も高くなり...
食品も高くなり...何んでもかんでも
高くなって...生活費のやりくりも大変です。
ぜひ安心して生活ができるよう
最低賃金の引上げを心から願ひます。

同じ量の買い物なのに
とても高くなりました。
食べ物以外でも節約や
がマニにも限界があります!!
最低賃金引き上げ
よろしくお願いします!!
...つても負いです

2023年 月 日

いわて生協労働組合 労働組合 ^{コア関コワ?} 産 職場

岩手地方最低賃金審議会 様

都市部 と地方の格差 を縮めて下さい。

最低賃金を
大幅に引き上げて
ください

物価高から暮らしと地域
を守るために

2023年 7月 日

いわて生協労働組合 労働組合セキスイハイム 職場

岩手地方最低賃金審議会 様

物価がとんとん上がり、
子供達を育てていくのか
とても大変です。
賃金を上げて、ゆとりのある
暮らしをしたいです。

特に物価が暴騰しているので
生活の安定のために賃金をUP
してバカやれおる生活をしていくぞ。

物価高により、日々の生活で
いっは、いっは、いっはです
少しでも賃金を引き上げて
いた、いた、いたです

**最低賃金を
大幅に引き上げて
ください**

物価高から暮らしと地域
を守るために

物価高の影響で、生活に
ゆとりがありません。

豊かに文化的な生活をする
ために、最低賃金を引き
上げていくべきです。

物価高騰に加えて、子供の養育と色々なことにお金がかかります。子供との時間よりも、仕事を優先しなければならず、その生活を打破するために大幅に引き上げていただきです。

物価高に対策もかねて
賃金引き上げを!!

老後の蓄えが
不足です。
日々の懐金から
も貯金をしたい!!

2023年 7 月 16 日

いわて生協労働組合 労働組合セオリアル中野 職場

岩手地方最低賃金審議会 様

気付かないうち
量目がへらされたり
ジワリジワリと
首をしめられる
ように、苦しく
なる生活。
最低賃金を上げ?
笑顔とみんなに!

最低賃金を
大幅に引き上げて
ください

物価高から暮らしと地域
を守るために

今の最低賃金は
とても暮らせません。
もとよりある生活
を送るため大幅に
引き上げてください。

物価高沸に賃金が
全く追いついていません。
日本の経済を良く
する為にも大幅な
賃金引き上げを!!

2023年 月 日

いわて生協労働組合 労働組合 南島荘 職場

岩手地方最低賃金審議会 様

国が増税を決めたので
ますます生活が厳しく
なるので賃上げをお願いしたい

大小企業関係なく
賃上げするようにして
もらいたい。

岩手県の最低賃金は47都道府県でワ
ースト1.2...5には毎年入っている
ので、そこから脱却したいので賃上げ
の一時世をたえられたい

最低賃金を
大幅に引き上げて
ください

物価高から暮らしと地域
を守るために

国が生活が良くなるように
賃上げするようにお願いします。

物価高で生活が
苦しいです
賃上げをお願い致します。

2023年・7月 8日

いわて生協労働組合 労働組合セキル金 職場

岩手地方最低賃金審議会 様

値上げは(電気代とか)

低所得者にはダメージが大きいです。

**最低賃金を
大幅に引き上げて
ください**

**物価高から暮らしと地域
を守るために**

賃金引き上げを欲しい

2023年 7月 9日

いわて生協労働組合

労働組合

八戸山岸
畜産

職場

岩手地方最低賃金審議会 様

。電気料金、水道料金 引上げおねがひあり

電気、水道、食品…
値上げラッシュ!!!
上がらないのは…
最低賃金アップして
欲しいです。

**最低賃金を
大幅に引き上げて
ください**

**物価高から暮らしと地域
を守るために**

賃金上げを
ほしい

。水道・光熱費の引上げ
で最低賃金UPをせめて
お願いします。

水道光熱費に地域格差は
ありません。最低賃金も一律に
してください。

2023年 7月9日

いわて生協労働組合 労働組合 ^{ハートフル岩手}
水産 職場

参考人意見書（労働者用）

令和 5 年 7 月 19 日

事業場又は団体名	盛岡三八五通運労働組合
所在地	岩手県紫波郡矢巾町流通センター南 2-4-13
職種 又は 役職名	執行委員長
ふりがな 氏 名	たかはし りゅういち 高橋 竜一
性別：年齢	男：女 満 36 歳

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

1 意見の主旨

現在運輸産業は、底辺に置かれております。賃金アップは、一企業の団体交渉では限界があり、それを打開していくため最低賃金の上昇は欠かすことが出来ないものです。この意見聴取により最低賃金が少しでも多く上がることを望みます。

2 生計費の状況について

家賃	55,000 円	食費	25,000 円	貯蓄	15,000 円
電気代	12,000 円	教養娯楽費	20,000 円	合計	166,000 円
水道代	5,000 円	通信費	15,000 円		
ガス代	4,000 円	その他	15,000 円		

3 賃金について

(1) 賃金の現状について

時給 854 円×8 時間×稼働日 23 日＝157,136 円

諸手当 57,672 円

総支給額 214,808 円



(2) 所属している事業場（同業界）又は岩手県内の賃金動向について

①昨年と比べてUPしている

②昨年実績ベースアップ平均額 1,980 円

③所定労働時間、時間外労働時間とも増減なし

(3) 望まれる賃金額（月額、日額または時間額）について

時間額 1,000 円以上

可能ならば全ト協で調査した「2020年度版トラック運送事業の賃金・労働時間等の実態」のトラック運送事業全体（運転者、事務員、荷扱手、整備・技能員）の全職種平均賃金である31万6600円を目指したい

その理由（生計費の状況と照らしながら記載してください。）

物価高騰が続いているため食費を豊かに出来る

貯蓄についても現状の倍もしくはそれ以上していきたい

余裕があれば自分の趣味に対しても使うことができそれが仕事の意欲にも繋がっていく

4 賃金支払能力について

（上記の「望まれる賃金額」を支払う側（所属事業場又は岩手県内の事業場）の景況や収益状況等を記載してください。）

当社における2023年度四半期の収益状況は、ほぼ±0です。

5 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について

首都圏との格差是正を考えるのであれば、上昇額を首都圏と同額程度ではなく、それ以上の上昇額にしなければならないのではないかと。

6 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について

賃金上昇には、運賃を支払っていただく荷主様の運賃が上昇していくことが望ましいので、荷主様に現在の状況を理解頂けるよう県からも働きかけていきたい。

参考人意見書（労働者用）

令和 5 年 7 月 20 日

事業場又は団体名	いわて生協労働組合
所在地	岩手県滝沢市土沢 220-3
職種 又は 役職名	執行委員長
ふりがな 氏 名	たかはし もと 高橋 基
性別：年齢	男：女 満 60 歳

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

1 意見の主旨

2022 年度の岩手地方最低賃金は 854 円ですが、この賃金では 1 日 8 時間、週 40 時間働いたとしても月収約 14 万 8 千円にしかならず、労働者が安心して生活していくことは到底困難です。

2022 年の最低賃金の審議にあたって、新型コロナの感染拡大と物価高騰が暮らしを直撃する厳しい情勢において、中央最低賃金審議会の示した目安額に 3 円を上積みして 33 円の引き上げとしたことは、地方審議会の自主性を発揮した大事な到達と考えます。また、付帯決議として「中小企業・小規模事業者への実行ある支援のための現行制度の拡充及び早急な制度の創設」を 3 項目にわたって要望され、これまでにない積極的な姿勢を示されたことに敬意を表します。

しかし、憲法 25 条で保障された「健康で文化的な最低限度の暮らし」が実現できる水準には遠くおよばず、労働者の生計費から見て不十分と言わざるを得ません。時間額 33 円の引き上げでは単年度で見ても労働者の生活を改善できず、本来あるべき水準にも遠く、都市部との格差も十分に解消されません。

何より、中小企業団体が「明確な根拠」というのであれば、何よりも「労働者の最低生計費」はいくら必要なのか生計費原則に基づいて水準決定すべきではないでしょうか。

私たちが 2016 年に調査した盛岡市における最低生計費試算調査では、25 歳単身者の最低生計費は 228,664 円であり、時給換算にすると月 173.8 時間で時給 1,316 円、実態に近い月 150 時間で換算すると 1,524 円となります。また、2016 年の調査から 6 年が経過し、この間の物価高騰や社会保障費の増加の影響を考慮し 2022 年版の最低生計費を再改定しました。その結果、25 歳単身者の最低生計費は 258,003 円であり、時給換算にすると月 173.8 時間で時給 1,484 円、実態に近い月 150 時間で換算すると 1,720 円となります。



この最低生計費試算調査は全国各地で行われ、東京都北区では 1,664 円、佐賀県佐賀市では 1,613 円、岡山でも 1,657 円、長野でも 1,699 円、直近の 2023 年 1 月に試算結果が発表された岐阜県岐阜市では 1,652 円という結果が出ており、全国どこで暮しても時給 1500 円以上が必要という結果で、直近の試算ではもはや 1,600 円以上が必要という結果になっています。

この結果からも全国一律最賃制度が必要であると私たちは主張しています。しかしながら最低賃金の地域間格差は拡大しており、最も高い東京と岩手では 218 円もの格差(25.5%)が生じております。

そうした中で、岩手の労働人口は少子高齢化と都市部への人口流出が相まって減少しており、多くの職場で人手不足が深刻です。そのため、多くの労働者が低賃金で長時間働かざるを得ない状況になっています。

こうした問題を解決するためには、地域で安心して働き、地域で消費が回る、そうした地域経済の好循環が不可欠です。

貧困と格差解消、最低賃金の地域間格差解消のためにも、最低賃金の大幅な引き上げが必要です。

2 生計費の状況について

私たちが昨年再試算した盛岡市における最低生計費試算調査では、25 歳単身者の最低生計費は 258,003 円であり、時給換算にすると月 173.8 時間で時給 1,484 円、実態に近い月 150 時間で換算すると 1,720 円となります。

前項 1 でも述べたように全国で最低生計費試算調査に取り組まれています、結果は全国どこで暮らしても時給 1,500 円以上必要であるという結果になっています。

この間の物価高騰などの影響を受け、最低賃金近傍で働く労働者の生計費はひっ迫度合を増しており、労働者の生計費は今でも厳しい状況です。

3 賃金について

(1) 賃金の現状について

いわて生協の賃金は時間給者（パート職員）で、基本時給 890 円となっており、これに職種別に加給（0 円から 160 円）が加算され、さらにスキルに応じた加給（10 円から 80 円）が加算される賃金体系となっています。これに日曜と祝日については勤務時間に応じて日曜祭日加給が加算されます。

職種加給の付かない事務系で日曜祝日が公休の場合は 890 円が基本給となり、4 時間勤務であれば、月収約 6 万～7 万円。7 時間勤務でも 11 万から 12 万円にしかありません。

私たちが調べた最低生計費試算調査の半分の収入にしかならず、独立した生計を営むことは困難であり、生協の職場でもダブルワークを余儀なくされている職員もおりますし、親の世話になりながら生計を営んでいる成人の職員が増えています。

(2) 所属している事業場（同業界）又は岩手県内の賃金動向について

いわて生協では、2016 年にパート職員に支給していた一時金を時給に組み込む賃金制度

の改定を行い、それまでの時給 695 円を 755 円としました。月収では毎月安定した収入が得られることとなりますが、年収では変わらず、それまで勤務していた職員からは賃金制度が変わっても収入が増えないという不満があります。

この間、春闘時に基本時給を引上げ、今年の春闘では、22 円の引き上げ（ベースアップ）があり、基本時給は 890 円となりました。これは、人手不足が解消されていない実態を踏まえ、労働力確保を目的に引き上げたものですが、現在のいわて生協の基本時給 890 円では目に見えて新規就労が増え、欠員解消が進んだとは言い難いのが実態です。890 円という募集時給は他企業と比較しても大幅に高く、人員確保の優位性がある時給とは必ずしもなっていません。

最低賃金改定時には、他企業も募集時給を引き上げることが想定されますし、必要な人員確保のためにも募集時給の引き上げが必要です。私たちは最低賃金改定に合わせて、これまでも基本時給の引き上げを求めていますので、今年度も最低賃金の改定に合わせて交渉を行う予定です。

（３） 望まれる賃金額（月額、日額または時間額）について

最低賃金は今すぐ 1,000 円に改定し、将来的には 1,500 円に引き上げるべきです。

その理由（生計費の状況と照らしながら記載してください。）

私たちは毎年春に最低賃金で生活してみる「最低賃金生活体験（最賃体験）」を行っており、今年も 20 名が参加し、岩手県の最低賃金 854 円を月収に換算し、1 ヶ月 148,425 円で生活できるかチャレンジしました。結果は 20 名中 2 名がなんとか 148,425 円以内で生活できましたが、その実態は普段より出費を極端に抑えた暮らしをした結果、かろうじて 148,425 円以内で暮らせたものです。普段は支出のある医療費や携帯電話等の通信費や雑費などをほぼ使わずに暮らすという、現在の社会生活とはかけ離れた暮らし方をした事例であり、残りの 18 名は全員 148,425 円を大きく上回る支出になっています。

チャレンジした人の 1 人当たりの平均マイナス額は 28,207 円となり、時給に換算するとあと 162 円不足という結果になりました。現在の岩手地方の最低賃金額 854 円に 162 円を加えれば 1,016 円となり、この結果からも今すぐに最低賃金は 1,000 円以上にすべきです。

最低賃金法が定める「人たるに値する生活」とは、人としてまともにお付き合いの出来る生活であり、冠婚葬祭すらできない生活であってはならないと考えます。このことから、最低賃金は今すぐ 1,000 円にすべきですし、安定した生活を営むには時給 1,500 円が必要です。

4 賃金支払能力について

（上記の「望まれる賃金額」を支払う側（所属事業場又は岩手県内の事業場）の景況や収益状況等を記載してください。）

私が勤務する、いわて生活協同組合の 2022 年度の決算状況は、経常剰余金 9 億 6,697 万円と前年の経常剰余金を下回りましたが、依然として内食需要の高まりの影響は続いており経営環境は安定しており、充分賃金の支払いは可能です。今年の春闘では、それまでの時給額 868 円を 22 円引き上げ、890 円としましたが、今期の最低賃金がこの間と

同等の 3%引き上げとなれば 880 円程度であり、いわて生協の基本時給と最低賃金との差はわずか 10 円程度となり、募集時給の優位性はますます弱くなりますし、何よりも私たちの生活改善には十分なものではありません。

5 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について

私たちいわて労連では、2022 年 1 月に全労連がまとめた「全国一律最賃で経済の好循環を求める提言（最終報告）」を裏付けるためにはその根拠となる指標が必要と考え、岩手独自に「岩手県の最低賃金を 1,500 円に引き上げた時の経済波及効果」について 2022 年 3 月ごろから分析に着手しました。先行して取り組んでいた「静岡」からまとめの資料や試算ツールを取り寄せ約 2 か月間で分析結果の中間報告作成にこぎつけました。

その結果

時給 1,500 円への引き上げによって

- ① 県内最終需要が 1397 億円増加する。
- ② 県内生産が 1325 億円拡大する。
- ③ 付加価値額が 866 億円増加する。
- ④ 雇用が 9,114 人増加する。
- ⑤ 税収が国・地方合わせて 166 億円増加する。

という経済波及効果を算出しました。

最低賃金を 1500 円に引き上げることによって、岩手県の経済に波及する効果は非常に大きいことが改めて示されました。岩手県が抱える人口減少に歯止めをかける施策としても最低賃金を大幅に引き上げていくことが重要と考えます。

最低賃金を大幅に引き上げていくためには、企業の賃上げを促進するための国による財政措置が必要です。現在もキャリアアップ助成金等各種助成金制度があり、中小企業支援策が講じられておりますが、これらの制度についても更に使い勝手の良い制度に改善する必要がありますし、社会保険料の減免措置なども必要と考えます。

6 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について

審議会における審議、議事録及び配布資料等の公開については全面公開とすべきと考えます。この間、地方最低賃金審議会の努力により、本審は全面公開となり、今年度から専門部会の一部が公開となったことに心より感謝いたします。しかし、私たちは全ての審議の公開を求めていますので、引き続き審理の公開を積極的に推進していただきたいと思います。

最低生計費試算調査・総括表

作表：全労連 最低生計費試算調査PT 2023年1月現在

25歳単身者・賃貸ワンルームマンション（25㎡）に居住という条件で試算																													
都道府県名				北海道				東京都																					
自治体名		札幌市		釧路市		青森県		岩手県		宮城県		秋田県		山形県		福島県		茨城県		埼玉県		千葉県		東京都					
最賃ランク/性別		C/男性	C/女性	C/男性	C/女性	D	D	C	C	D	D	D	D	D	D	D	D	B	B	B	B	男性/A	女性/A	男性/A	女性/A				
消費支出		163,805	159,471	182,381	182,381	162,589	173,997	167,016	163,216	166,317	167,952	179,910	173,524	179,804	176,824	188,733	185,754	194,448	191,469	191,408	188,749	171,832	189,266	191,408	188,749				
食費		39,991	32,310	37,921	37,921	39,977	40,083	40,017	40,133	40,032	40,703	41,967	38,610	44,361	35,858	44,361	35,858	44,361	35,858	42,364	42,364	42,364	34,314	42,364	42,364				
住居費		32,000	32,000	35,000	35,000	26,000	35,000	30,000	29,000	30,000	32,000	36,458	52,500	57,292	65,625	65,625	65,625	76,042	76,042	61,458	61,458	43,750	43,750	61,458	61,458				
水道・光熱		10,206	9,933	10,206	10,206	8,076	9,024	8,686	8,260	8,695	8,715	7,546	6,867	6,955	6,780	6,955	6,780	6,955	6,780	6,955	6,780	6,955	6,780	6,955	6,780				
家具・家事用品		4,071	4,398	5,001	5,001	3,664	4,216	3,821	3,479	3,905	3,509	3,265	4,781	2,540	2,703	2,540	2,703	2,540	2,703	2,631	2,820	2,643	2,867	2,631	2,820				
被服・履物		5,828	4,431	8,593	8,593	6,514	6,501	7,095	6,626	5,628	6,225	8,440	6,906	6,806	5,302	6,806	5,302	6,806	5,302	6,806	5,302	6,806	5,302	6,806	5,302				
保健医療		4,558	3,274	2,980	2,980	2,596	2,596	2,596	2,596	2,596	2,596	1,002	3,366	1,009	2,885	1,009	2,885	1,009	2,885	1,009	2,885	1,009	2,885	1,009	2,885				
交通・通信		16,660	17,438	36,460	36,460	38,342	39,697	38,342	35,710	37,634	37,028	29,990	19,635	12,075	12,075	12,171	12,171	6,469	6,469	20,251	20,251	19,801	18,801	20,251	20,251				
教育		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
教養・娯楽		30,068	30,068	27,684	27,684	17,950	17,533	17,126	18,093	17,057	17,726	28,534	20,225	25,577	25,613	25,577	25,613	25,577	25,613	26,185	26,207	26,171	26,185	26,207	26,171				
その他		20,423	25,619	18,536	18,536	19,470	19,347	19,333	19,319	20,770	19,450	22,708	20,634	23,189	28,316	23,689	28,816	24,689	29,816	23,749	28,732	23,333	28,382	23,749	28,732				
非消費支出		44,878	44,878	44,878	44,878	37,294	37,367	37,375	37,428	37,367	37,320	55,177	51,055	51,938	51,938	51,938	51,938	51,938	51,938	51,938	51,938	51,938	51,938	51,938	51,938				
非消費額比率		19.95%	20.38%	18.28%	18.28%	17.26%	16.34%	16.90%	17.25%	16.96%	16.81%	21.81%	21.11%	20.80%	21.08%	20.02%	20.27%	19.54%	19.79%	19.79%	20.02%	21.56%	21.81%	19.79%	20.02%				
予備費		16,300	15,900	18,200	18,200	16,200	17,300	16,700	16,300	16,600	16,700	17,900	17,300	17,900	17,600	18,800	18,500	19,400	19,100	19,100	18,800	17,100	16,900	19,100	18,800				
最低生計費（月額）		180,105	175,371	200,581	200,581	178,789	191,297	183,716	179,516	182,917	184,652	197,810	190,824	197,704	194,424	207,533	204,254	213,848	210,569	210,508	207,549	188,932	186,166	210,508	207,549				
税収		224,983	220,249	245,459	245,459	216,083	228,664	221,091	216,944	220,284	221,972	252,987	241,879	249,642	246,362	259,471	256,192	265,786	262,507	262,446	259,487	240,870	238,104	262,507	262,446				
年額（税込）		2,699,796	2,642,988	2,945,508	2,945,508	2,592,996	2,743,968	2,653,092	2,603,328	2,643,408	2,663,664	3,035,844	2,902,548	2,995,704	2,956,344	3,113,652	3,074,304	3,189,432	3,150,084	3,149,352	3,113,844	2,890,440	2,857,248	3,149,352	3,113,844				
月150時間換算		1,500	1,468	1,636	1,636	1,441	1,524	1,474	1,446	1,469	1,480	1,687	1,613	1,664	1,642	1,730	1,708	1,772	1,750	1,750	1,730	1,606	1,587	1,750	1,730				
月155時間換算		1,452	1,421	1,584	1,584	1,394	1,475	1,426	1,400	1,421	1,432	1,632	1,561	1,611	1,589	1,674	1,653	1,715	1,694	1,693	1,674	1,554	1,536	1,693	1,674				
173.8時間換算		1,295	1,267	1,412	1,412	1,243	1,316	1,272	1,248	1,267	1,277	1,456	1,392	1,436	1,418	1,493	1,474	1,529	1,510	1,510	1,493	1,386	1,370	1,510	1,493				
2022年10月改定最賃額		920				853	854	883	853	854	858	911	987	1072												1072			
調査実施時期		2016年4月				2016年3月				2016年3月				2016年3月				2016年3月				2019年9月				2019年9月			
若年単身者サンプル数		201				270				270				190				41				411				411			
全体サンプル数		1,217				1,840				1,840				1,358				597				3,238				3,238			

若年単身者サンプル数	合計	5,009
全体サンプル数	合計	46,800

最低生計費試算調査・総括表

作表：全労連 最低生計費試算調査PT 2023年1月現在

25歳単身者・賃貸ワンルームマンション(25㎡)に居住という条件で試算																			
都道府県名		新潟県		静岡県		愛知県		京都府		大阪府		兵庫県		岡山県		広島県		山口県	
自治体名		新潟市	長野市	岐阜市	岐阜市	女性/C	男性/B	女性/B	男性/B	豊橋市	京都市	女性/B	男性/B	女性/A	男性/A	神戸市	C	B/女性	C/男性
消費支出	消費支出	177,018	183,113	176,737	177,656	181,897	180,960	172,231	173,494	170,952	169,919	175,940	175,940	180,404	152,021	174,873	175,795	175,795	175,795
食費	食費	39,597	41,323	44,872	37,640	40,253	34,240	38,457	31,711	38,457	44,441	35,347	35,097	44,206	35,768	36,886	29,181	29,181	29,181
住居費	住居費	38,000	40,625	38,000	38,000	38,000	38,000	45,000	45,000	32,000	41,667	48,000	48,000	46,000	35,417	33,000	33,000	33,000	33,000
水道・光熱	水道・光熱	11,064	7,298	7,874	8,690	7,559	6,594	7,510	6,551	7,510	8,434	6,609	6,609	7,301	6,841	7,245	11,446	11,446	11,446
家具・家事用品	家具・家事用品	3,765	4,342	3,058	3,109	3,883	4,124	3,480	3,600	3,799	3,636	3,922	3,780	3,972	4,032	4,168	4,125	4,125	4,125
被服・履物	被服・履物	6,951	7,522	7,748	5,752	7,521	4,296	8,426	8,406	8,272	5,921	4,247	8,756	4,308	6,575	7,170	5,852	5,852	5,852
保健医療	保健医療	4,188	1,026	1,501	4,591	3,255	4,516	2,186	5,016	2,186	1,137	2,733	4,107	6,513	1,094	6,372	2,345	2,345	2,345
交通・通信	交通・通信	40,335	29,359	34,993	32,953	43,356	43,167	19,062	18,872	40,639	18,612	18,612	13,469	12,567	33,384	12,464	40,417	40,417	40,417
教育	教育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
娯楽・娯楽	娯楽・娯楽	14,970	26,393	20,390	20,680	18,408	22,034	17,745	17,764	17,521	27,510	27,510	25,553	25,804	25,454	26,856	25,749	24,891	24,891
その他	その他	18,148	25,225	18,301	26,241	19,662	23,989	21,217	26,293	21,847	33,147	33,147	21,011	24,620	26,842	13,756	19,663	24,538	24,538
非消費支出	非消費支出	47,287	53,399	53,422	53,422	46,862	46,862	47,562	47,562	47,829	49,595	49,595	54,157	54,157	50,492	50,492	49,467	49,467	49,467
非消費費額比率	非消費費額比率	19.54%	20.96%	21.56%	21.47%	18.92%	19.00%	20.96%	20.95%	20.16%	20.18%	20.43%	22.11%	22.37%	20.70%	21.28%	20.78%	20.38%	20.38%
予備費	予備費	17,700	18,300	17,600	17,700	18,100	18,000	16,300	16,300	17,200	17,800	17,500	17,300	17,000	18,000	15,132	17,400	17,500	17,500
最低生計費(月額)	最低生計費(月額)	194,718	201,413	194,337	195,356	199,997	198,960	179,383	179,513	189,431	196,190	193,140	190,794	187,952	193,440	186,819	198,404	193,295	193,295
年額(税込)	年額(税込)	2,402,005	2,548,812	2,477,759	2,487,778	2,466,659	2,456,622	2,269,945	2,270,075	2,372,660	2,445,785	2,427,735	2,449,951	2,424,109	2,439,932	2,373,311	2,485,511	2,427,762	2,427,762
月150時間換算	月150時間換算	1,613	1,699	1,652	1,659	1,644	1,637	1,513	1,514	1,582	1,639	1,618	1,633	1,614	1,626	1,582	1,612	1,618	1,618
月155時間換算	月155時間換算	1,561	1,644	1,598	1,605	1,591	1,585	1,464	1,465	1,531	1,586	1,566	1,580	1,562	1,574	1,531	1,560	1,566	1,566
173.8時間換算	173.8時間換算	1,392	1,466	1,426	1,431	1,419	1,413	1,306	1,307	1,365	1,414	1,397	1,409	1,393	1,404	1,365	1,391	1,397	1,397
2022年10月改定最賃額	2022年10月改定最賃額	890	908	910	944	944	944	966	966	968	1,023	960	960	892	930	888	888	888	888
調査実施時期	調査実施時期	2015年12月	2015年12月	2015年12月	2015年12月	2015年12月	2015年12月	2016年2月	2016年2月	2019年4月	2022年1月	2022年6月	2022年6月	2020年7月	2016年1月	2019年4月	2019年4月	2019年4月	2019年4月
若年単身者サンプル数	若年単身者サンプル数	74	748	38	195	195	195	217	217	412	634	112	112	265	70	167	167	167	167
全体サンプル数	全体サンプル数	715	3,686	1,046	1,670	1,670	1,670	999	999	4,745	9,501	757	757	3,675	455	2,029	2,029	2,029	2,029

作表：全勞連 最低生計費試算調查PT 2023年1月現在

25歳単身者・賃貸ワンルームマンション（25㎡）に居住という条件で試算																	
都道府県名		高知県		福岡県		北九州市		佐賀県		長崎県		大分県		鹿児島県		沖縄県	
自治体名		高知市		福岡市		C		佐賀市		長崎市		太田市		鹿児島市		那覇市	
調査ランク/性別		D/男性	D/女性	C/男性	C/女性			D/男性	D/女性	D/男性	D/女性	D/男性	D/女性	D/男性	D/女性	D/男性	D/女性
消費支出		183,888	184,283	161,660	169,945	184,383		178,127	178,887	164,737	168,907	187,077	191,848	176,843	178,056	179,439	182,095
食費		45,423	37,054	43,686	32,657	44,101		39,025	30,274	39,434	32,120	42,755	35,785	39,941	31,445	41,266	33,200
住居費		33,000	33,000	32,000	32,000	30,000		34,500	34,500	39,000	39,000	39,000	39,000	34,000	34,000	36,458	36,458
水道・光熱		8,710	10,360	7,722	9,184	7,743		8,150	9,694	8,109	9,645	7,560	7,877	8,101	9,636	8,764	10,424
家具・家電用品		3,247	3,707	3,697	4,090	3,697		3,561	3,911	3,797	3,940	4,226	5,394	3,401	3,779	3,826	3,851
被服・履物		6,638	8,223	7,108	8,681	7,108		5,635	5,111	7,092	8,284	4,478	8,896	5,680	6,733	5,021	3,339
保健医療		1,506	868	1,168	3,729	1,162		1,184	3,779	1,174	3,746	2,248	3,574	1,181	3,768	1,142	3,643
交通・通信		37,467	33,923	15,613	21,188	41,686		41,856	41,856	15,649	15,649	36,302	36,142	39,469	39,469	33,794	33,794
教育		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
娯楽・娯楽		26,070	25,781	24,739	25,191	24,739		25,964	25,976	23,327	24,930	26,635	26,635	21,357	22,302	25,620	25,177
その他		21,627	31,367	25,927	33,225	24,127		18,252	23,786	27,155	31,593	23,873	28,545	23,813	26,924	23,548	32,209
非消費支出		47,711	47,711	49,776	49,776	49,776		46,045	48,045	43,655	43,655	53,037	53,037	43,115	43,115	48,977	48,977
非消費額比率		19.11%	19.05%	21.88%	21.04%	19.71%		19.03%	18.97%	19.42%	19.03%	20.49%	20.08%	18.15%	18.04%	19.88%	19.65%
予備費		18,300	18,400	16,100	16,900	18,400		17,800	17,800	16,400	16,800	18,700	19,200	17,600	17,800	17,900	18,200
誕生祝い金		201,988	202,683	177,760	186,845	202,763		195,927	196,687	181,137	185,707	205,777	211,048	194,443	195,856	197,339	200,295
計		249,699	250,394	227,536	236,621	252,539		241,972	242,732	224,792	229,362	258,814	264,085	237,558	238,971	246,316	249,272
月額（税込）		2,996,388	3,004,728	2,730,432	2,839,452	3,030,468		2,903,664	2,912,784	2,697,504	2,752,344	3,105,768	3,169,020	2,850,696	2,867,652	2,955,792	2,991,264
年額（税込）		1,665	1,669	1,517	1,577	1,684		1,613	1,618	1,499	1,529	1,725	1,761	1,584	1,593	1,642	1,662
月150時間換算		1,611	1,615	1,468	1,527	1,629		1,561	1,566	1,450	1,480	1,670	1,704	1,533	1,542	1,589	1,608
月155時間換算		1,437	1,441	1,309	1,361	1,453		1,392	1,397	1,293	1,320	1,489	1,519	1,367	1,375	1,417	1,434
173.8時間換算		853		900		853		853		854		853		853		853	
2022年10月分実費月額		2022年6月		2018年4月		2019年4月		2019年12月		2021年6月		2019年4月		2019年7月		2020年7月	
調査実施時期		94		267		141		111		109		158		84		84	
若年単身者サンプル数		969		3,000		1,478		805		1,483		1,621		962		962	
全体サンプル数																	

東北地方最低生計費試算調査結果総括表の比較

	2016年	2022年	増減額	増減比	2016年	2022年	増減額	増減比	2016年	2022年	増減額	増減比
都道府県名		青森県				秋田県						
自治体名		青森市				秋田市						
性別		男性				男性						
最賃ランク		D				D					D	
消費支出	162,589	179,522	16,933	110.4%	163,216	182,825	19,609	112.0%	173,997	186,717	12,720	107.3%
食費	39,977	46,583	6,606	116.5%	40,133	47,235	7,102	117.7%	40,083	47,242	7,159	117.9%
住居費	26,000	33,000	7,000	126.9%	29,000	35,000	6,000	120.7%	35,000	37,000	2,000	105.7%
水道・光熱	8,076	10,406	2,330	128.9%	8,260	10,687	2,427	129.4%	9,024	11,614	2,590	128.7%
家具・家事用品	3,664	4,066	402	111.0%	3,479	3,841	362	110.4%	4,216	3,932	-284	93.3%
被服・履物	6,514	6,885	371	105.7%	6,626	6,901	275	104.2%	6,501	7,144	643	109.9%
保険医療	2,596	2,604	8	100.3%	2,596	2,690	94	103.6%	2,596	2,636	40	101.5%
交通・通信	38,342	36,150	-2,192	94.3%	35,710	36,114	404	101.1%	39,697	36,057	-3,640	90.8%
教養・娯楽	17,950	19,599	1,649	109.2%	18,093	20,286	2,193	112.1%	17,533	19,988	2,455	114.0%
その他	19,470	20,138	668	103.4%	19,319	20,072	753	103.9%	19,347	20,105	758	103.9%
非消費支出	37,294	52,112	14,818	139.7%	37,428	52,555	15,127	140.4%	37,367	52,686	15,319	141.0%
予備費	16,200	17,900	1,700	110.5%	16,300	18,200	1,900	111.7%	17,300	18,600	1,300	107.5%
最低生計費	178,789	197,422	18,633	110.4%	179,516	201,025	21,509	112.0%	191,297	205,317	14,020	107.3%
税抜	216,083	249,534	33,451	115.5%	216,944	253,580	36,636	116.9%	228,664	258,003	29,339	112.8%
税込	2,592,996	2,994,408	401,412	115.5%	2,603,328	3,042,960	439,632	116.9%	2,743,968	3,096,036	352,068	112.8%
年額(税込)												
必要最低賃金額A(173.8時間換算)	1,243	1,436	193	115.5%	1,248	1,459	211	116.9%	1,316	1,484	168	112.8%
必要最低賃金額B(150時間換算)	1,441	1,664	223	115.5%	1,446	1,691	245	116.9%	1,524	1,720	196	112.9%

	2016年	2022年	増減額	増減比	2016年	2022年	増減額	増減比	2016年	2022年	増減額	増減比
都道府県名		山形県				宮城県						
自治体名		山形市				仙台市						
性別		男性				男性						
最賃ランク		D				C					D	
消費支出	166,317	181,425	15,108	109.1%	167,016	183,708	16,692	110.0%	167,952	183,513	15,561	109.3%
食費	40,032	46,605	6,573	116.4%	40,017	47,226	7,209	118.0%	40,703	47,442	6,739	116.6%
住居費	30,000	34,000	4,000	113.3%	30,000	35,000	5,000	116.7%	32,000	36,000	4,000	112.5%
水道・光熱	8,695	10,878	2,183	125.1%	8,686	11,088	2,382	127.4%	8,715	10,903	2,188	125.1%
家具・家事用品	3,905	4,321	416	110.7%	3,821	4,150	329	108.6%	3,509	3,893	384	110.9%
被服・履物	5,628	6,131	503	108.9%	7,095	7,709	614	108.7%	6,225	6,506	281	104.5%
保険医療	2,596	2,682	86	103.3%	2,596	2,682	86	103.3%	2,596	2,617	21	100.8%
交通・通信	37,634	36,022	-1,612	95.7%	38,342	36,103	-2,239	94.2%	37,028	36,234	-794	97.9%
教養・娯楽	17,057	19,089	2,032	111.9%	17,126	19,512	2,386	113.9%	17,726	19,796	2,070	111.7%
その他	20,770	21,696	926	104.5%	19,333	20,257	924	104.8%	19,450	20,123	673	103.5%
非消費支出	37,367	53,041	15,674	141.9%	37,375	57,998	20,623	155.2%	37,320	53,531	16,211	143.4%
予備費	16,600	18,100	1,500	109.0%	16,700	18,300	1,600	109.6%	16,700	18,300	1,600	109.6%
最低生計費	182,917	199,525	16,608	109.1%	183,716	202,008	18,292	110.0%	184,652	201,813	17,161	109.3%
税抜	220,284	252,566	32,282	114.7%	221,091	260,006	38,915	117.6%	221,972	255,344	33,372	115.0%
税込	2,643,408	3,030,792	387,384	114.7%	2,653,092	3,120,072	466,980	117.6%	2,663,664	3,064,128	400,464	115.0%
年額(税込)												
必要最低賃金額A(173.8時間換算)	1,267	1,453	186	114.7%	1,272	1,496	224	117.6%	1,277	1,469	192	115.0%
必要最低賃金額B(150時間換算)	1,469	1,684	215	114.6%	1,474	1,733	259	117.6%	1,480	1,702	222	115.0%

岩手県の最低賃金を1,500円に引き上げた時の 経済波及効果試算の分析結果・中間報告

いわて労連・いわてパート臨時労組連絡会(22. 05. 22)

～分析結果の概要～

時給1,500 円への引き上げによって

- ① 県内最終需要が1,397億円増加する。
- ② 県内生産が1,325億円拡大する。
- ③ 付加価値額が866億円増加する。
- ④ 雇用が9,114人増加する。
- ⑤ 税収が国・地方合わせて166 億円増加する。

県内の1,500円以下で働く労働者数

30万人

県内労働者の約56%

1500円以下は29万7千人、総労働者数52万7千人（公務含）で試算。

「最賃1,500円」、「全国一律最賃制度確立」は、県内で働く6割の労働者の賃金を底上げする運動ということ。

最低賃金1,500円に引き上げた時の総賃金増加額

2, 0 7 7 億円

岩手県22年度当初予算7, 922億円の16. 7%に相当
法定福利費は288億円増

家計消費支出の増加額

1, 3 9 7 億円

消費にしめる割合は67. 26%で試算

県内の生産誘発額

1, 3 2 5 億円

県内付加価値誘発額

8 6 6 億円

(参考)

県総生産4兆7, 396億円(2018年・名目)の1. 83%

県内雇用誘発人数

9, 114人

税収増

166億円

(国・103億円、地方・63億円)

付加価値誘発額×(国税11.9%+地方税7.3%=19.2%)の試算

●試算方法について

- ・静岡県労働研究所（2021年）の試算を参考に、岩手県で公表している経済波及効果分析ツールを使用して試算した。入力数値は厚労省、県統計課などから入手した。
- ・一部公開されていないデータは統計が厚労省の担当課から入手した。
- ・静岡では先行する愛知、福岡での試算を参考に3パターンの試算を行い、平均値を導いている。おおまかな特徴は以下のとおり。
 - （A）民間＋公務含（愛知型）
 - （B）民間＋公務含（労働時間を一般と短時間で分けて計算）（静岡型）
 - （C）民間＋会計年度任用職員（福岡型）
- ・岩手でも同様に3パターン計算してみた。下表は岩手の数値。
- ・静岡の場合は $A > C > B$ という結果だった。岩手の場合は $A > B > C$ となった。公務員比率の違いやそもそもの賃金水準の低さなどの反映か。

(A),(B),(C)3通りの方法で試算した結果の概要

内 容	試算結果			単位
	A	B	C	
1,500円未満の労働者数	310,684	310,684	270,860	人
最賃1,500円に引き上げた時の総賃金増加額	2,218	2,079	1,934	2,077
家計消費支出の増加額	1,492	1,398	1,301	1,397
岩手県内生産誘発額	1,415	1,326	1,234	1,325
岩手県内付加価値誘発額	925	867	807	866
岩手県内雇用誘発人数	9,735	9,123	8,485	9,114
企業の法定福利費増加分	313	293	259	288
国と地方の税収増	178	166	155	166

● 検討課題

- ・ 今回は岩手で先行して静岡型の分析を試みた。岩手としては今年の最賃審議に間に合うように活用したい。
- ・ 一方で、北海道・東北ブロック単位で展開する場合、この手法での試算の評価・検討が必要と思われる。ブロックで検討が必要。その上で全労連にも要望していくが。
- ・ 今回の試算では静岡県労働研究所の多田事務局長にアドバイスをいただいた。ブロックで検討する場合もご協力いただけることになっている。